



2020年 ディスクロージャー誌

DISCLOSURE 2020



地域とともに、みらいを育むパートナー

ぐんまみらい信用組合



ごあいさつ

皆さまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜わり、心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況(令和元年度第8期)をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜わりたいと存じます。

さて、私ども ぐんまみらい信用組合は、平成30年9月に公表した「第3期経営強化計画(平成30年4月～令和3年3月)」に基づき、中小規模事業者をはじめとする地域の皆様へ安定的かつ円滑な資金供給を行うために、積極的な融資推進を中心とした様々な施策を同計画に掲げ役職員一丸となって取り組んでまいりました。

地域の皆様のご期待に総力をあげて応え、地域経済の再生・活性化に資する地域密着型金融を推し進め、当地域になくてはならない信用組合であり続けたいと考えております。

今後とも、一層のご支援、ご指導を賜りますよう、心からお願い申し上げます。



ぐんまみらい信用組合
理事長 八高 武

令和元年度 経営環境・事業概況

国内景気は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、政府が緊急事態宣言を発出し、経済活動が大きく制約を受けています。外出自粛や休業の広がりなどを通じて市場機能の多くが制限されるなか、国内・海外需要が急速に冷え込んでいます。また、消費税率引上げの影響が継続しているほか、新型コロナウイルスの影響でヒト・モノ・カネの流れが地域・業種・企業規模を問わず停滞し、国内経済を下押しています。

県内の個人消費は、新型コロナウイルス感染症の影響で落込み生産活動は一進一退の状況にあります。この影響により足下で減産の動きが大きく広がっています。

当組合の主要な取引先である中小規模事業者においては、依然として景気回復を実感できずにいますが、当組合においても貸出金利については当面極めて低い水準で推移する見通しであり、収益環境は依然として厳しい状況が続くものと見ています。

第8期(令和元年度)は第3期経営強化計画の2年目にあたり、同計画に掲げる下記の諸施策の実現に向け、役職員一丸となって取り組みました。

- ①営業推進体制の強化による貸出の増強
 - ・営業推進管理体系の再構築(ブロック制の改編、地域性や店舗の特性を踏まえた体制)
 - ・人材育成と活用(金融仲介機能発揮の観点による職員の育成、本部職員による営業店支援要員の育成)
- ②経営効率化への対応
 - ・生産性向上のため施策(店舗運営コストの見直し、戦略的な人員配置と人件費の圧縮)
 - ・事務の効率化(本部集中による効率化)
- ③信用コスト削減のための取組強化
- ④経営強化計画の確実な履行体制構築
- ⑤コンサルティング機能の発揮・強化

この結果、預金積金残高は、高い金利を付しての推進を控えたことや地公体預金の返還等により7,390百万円の減少となりましたが、貸出金残高については、中小規模事業者向けを中心に推進したことから2,864百万円の増加となりました。

損益については、第3期経営強化計画に基づき、将来の業績悪化が懸念される貸出先の信用コストとして厳格な貸倒引当てを実施し、更には、昨年度実施したセカンドキャリアサポート制度による人件費の削減効果が図れたことや経費支出見直しによる物件費の削減などを行った結果、当期純利益125百万円となり、本業を示す「コア業務純益」につきましては、前期比470百万円増加の521百万円となりました。しかしながら、当期末処理損失金32百万円を計上していることから当期の出資配当金につきましては見送りとさせていただきます。

第3期経営強化計画を完全履行し業績回復ならびに復配に向け邁進する所存ですので何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

事業方針

基本理念

1. 繁栄する地域社会

私たちは、地域の皆様や中小零細企業のためにきめ細かな金融サービスを通じて、地域経済の発展に貢献します。

2. 幸福なる人

私たちは、地域の皆様とのふれあいを大切に、地域の明日を見つめ人々の夢と希望の実現を願い、豊かさの創造に貢献します。

3. 信頼される「ぐんまみらい信用組合」

私たちは、常に心をひとつにし、信頼と期待に応えるべく、積極的に考え、柔軟に行動します。

経営方針

ぐんまみらい信用組合は、協同組織金融機関として、相互扶助の基本に立ち回り組合員（お客）さまとの絆を一段と強め、地域社会から信頼され必要とされる信用組合を目指します。

● 地域と共に

- ① 組合員（お客）様第一主義の追求
- ② 地域密着型金融の推進

● 健全経営・体質強化

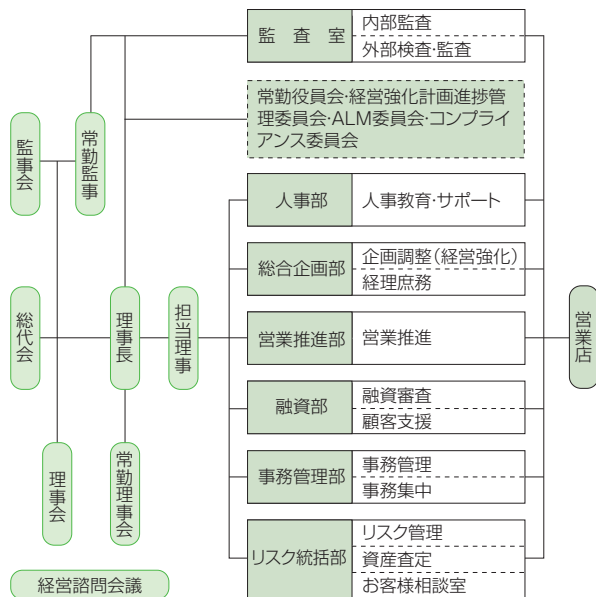
- ① 自己資本の充実
- ② コンプライアンス態勢及びリスク管理態勢の整備強化

● 魅力ある人材作り

- ① 人材教育
- ② 意欲と生きがいのある職場

事業の組織

（令和2年7月1日現在）



役員一覧

（令和2年7月1日現在）

理事長／八高 武	理事／齋藤 修(※)
専務理事／小野 和茂(※)	理事／神保 益夫(※)
常勤理事／大野 米雄	理事／布施 光一(※)
常勤理事／新井 伸章	理事／水野 信幸
常勤理事／多胡 忠浩	理事／山口 勝(※)
理事／新井 壽(※)	常勤・員外監事／羽石 良夫
理事／岡田 和夫(※)	監事／小澤 松雄
理事／金子 正元(※)	監事／松島 孝三

（注）当組合は、職員出身者以外の理事（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

会計監査人の氏名又は名称

（令和2年6月末現在）

翠星監査法人

当組合のあゆみ

- 昭和28年12月25日/ 境信用組合として設立認可
- 昭和35年 7月22日/ 東群馬信用組合に名称変更
尾島支店認可（尾島町大字尾島443）
- 昭和38年11月14日/ 本店（現：東群馬営業部）の事務所を境町大字境315の5に移転
- 昭和38年12月 7日/ 宝泉支店認可（太田市大字藤久良51の1）
- 昭和41年 8月29日/ 尾島支店の事務所を尾島町大字阿久津104の1に移転
宝泉支店の事務所を太田市大字藤久良2の1に移転し、名称を太田宝泉支店に変更
- 昭和43年 5月 1日/ 住宅金融公庫（現：住宅金融支援機構）代理店となる
- 昭和43年12月25日/ 国民金融公庫（現：日本政策金融公庫）代理店となる
- 昭和44年 4月 1日/ 全国信用協同組合連合会代理店となる
- 昭和47年 7月 1日/ 環境衛生金融公庫（現：日本政策金融公庫）代理店となる
- 昭和48年 8月22日/ 新田支店認可（新田町大字木崎930の4）
- 昭和51年 8月 / 自営オンライン稼働
- 昭和51年 8月25日/ 高林支店認可（太田市大字東矢島449の1）
- 昭和54年11月20日/ 伊勢崎支店認可（伊勢崎市大字下植木町39番地）
- 平成 5年 9月16日/ 本店（現：東群馬営業部）、日本銀行歳入復代理店となる（取扱開始日平成5年10月1日）
- 平成 6年 3月17日/ 尾島支店、太田宝泉支店、新田支店、伊勢崎支店、日本銀行歳入復代理店となる（取扱開始日平成6年4月1日）
- 平成 6年 9月21日/ 高林支店、日本銀行歳入復代理店となる（取扱開始日平成6年10月1日）
- 平成17年10月17日/ 信組共同センター（SKC）へ加盟
- 平成19年 2月19日/ 損害保険窓販業務取扱い開始
- 平成20年10月 1日/ 生命保険窓販業務取扱い開始
- 平成24年 3月30日/ かみつけ信用組合との合併基本合意
- 平成24年11月16日/ 登録金融機関業務の登録
- 平成24年11月26日/ かみつけ信用組合と合併し、ぐんまみらい信用組合に名称変更
本店、日本銀行歳入復代理店となる（取扱開始日平成24年11月26日）
- 平成27年 9月 8日/ 「富士見商工会とぐんまみらい信用組合との連携協力に関する協定書」を締結
- 平成27年11月24日/ 北橋支店を「赤城支店北橋出張所」に、種類変更及び名称変更
- 平成29年 6月20日/ 群馬県内金融機関と「大規模災害発生時の相互支援に関する協定書」を締結
- 平成29年10月19日/ 「しづかわ商工会とぐんまみらい信用組合との連携協力に関する協定書」を締結
- 平成30年 1月19日/ 「太田市新田商工会とぐんまみらい信用組合との連携協力に関する協定書」を締結
- 平成30年 2月27日/ 第一勧業信用組合とぐんまみらい信用組合との「連携協力に関する協定書」を締結
- 平成30年 3月 8日/ 「群馬県信用保証協会とぐんまみらい信用組合との中小企業・小規模事業者の振興に係る相互協力に関する覚書」を締結
- 平成30年 6月 4日/ 伊香保支店、前橋北支店を「預金特化型店舗」に変更
- 平成30年 6月11日/ 原町支店、鬼石支店を「預金特化型店舗」に変更
- 平成30年 8月27日/ 赤城支店、前橋支店、吉井支店を「預金特化型店舗」に変更
- 平成30年 9月 3日/ 「移動金融車（鶴もう号）」サービス開始
- 平成30年 9月 3日/ 藪塚支店、箕郷支店を「店舗内店舗」として母店へ移設
- 平成30年11月 3日/ 館林支店、北軽井沢支店、倉洲支店を「店舗内店舗」として母店へ移設
- 令和元年10月 1日/ 伊香保支店、赤城支店、赤城支店北橋出張所、鬼石支店の業務取扱時間の変更（お昼休みの導入）
- 令和元年10月31日/ 「群馬伊勢崎商工会とぐんまみらい信用組合との連携協力に関する協定書」を締結
- 令和元年12月 2日/ 原町支店、前橋支店、前橋北支店、吉井支店の業務取扱時間の変更（お昼休みの導入）
- 令和 2年 3月10日/ 「高崎商工会議所とぐんまみらい信用組合との包括提携・協力に関する協定書」を締結

組合員の推移

（単位：人）

区分	平成30年度末	令和元年度末
個 人	76,364	74,921
法 人	6,192	6,160
合 計	82,556	81,081

総代会について

■総代会の仕組みと役割

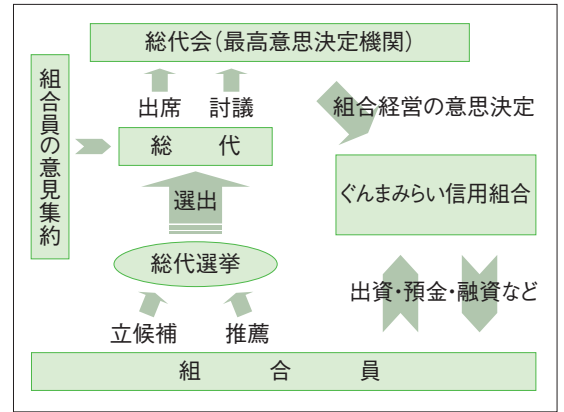
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することが出来ます。

しかし、当組合は、組合員数81,081人(令和2年3月末)と多く、総会の開催が事実上困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われると共に、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでいます。



■総代の選出方法、任期、定数等

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層のなかから、定款及び総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、公平に選挙を行い選出されます。なお、総代候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として選挙を行っていません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっています。なお、当組合は営業地域を7つの地区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、100人以上185人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数に比例した割合で決められています。(現状の地区別定数は平成28年12月31日現在の組合員数が基準となっています。)

■総代会の決議事項等の議事概要

第8期通常総代会が、令和2年6月24日、ニューサンピア(高崎市)にて開催され、全議案が原案のとおり可決・承認されました。

報告事項

第8期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)事業報告

第8期(令和2年3月31日現在)貸借対照表

第8期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)損益計算書

決議事項

第1号議案 第8期損失処理案承認の件

第2号議案 第9期(令和3年3月期)事業計画・収支予算案承認の件



■総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

令和2年6月24日現在

選挙区			総代氏名 (敬称略、順不同)											
1区	中之条支店・草津温泉支店・ 長野原支店・嬬恋支店・ 原町支店・北軽井沢支店 以上、6店舗の所轄地域	総代定数 24名 総代数 23名	飯塚 久志③ 安齊 文弥③ 黒岩 繁一③ 池上 一義③	石井 敬浩③ 黒岩 政之③ 佐藤今朝司① 久保 治①	田村 徹③ 小藤 昭次① 山崎 重男③	田村 亮一③ 水出 文夫③ 渡辺 栄志③	都筑 寛実③ 豊田 幹雄② 池原 純③	都筑 秀雄③ 吉澤 孝② 富澤 通之②	町田 護③ 割田 伸男② 宮崎 通③					
2区	渋川中央営業部・伊香保支店・ 沼田支店・子持支店・赤城支店 以上、5店舗の所轄地域	総代定数 25名 総代数 18名	小此木 功③ 大島 崇行③ 佐藤本位田③	清水 敏晶② 中林 寿緒③ 狩野 重雄③	須田 誠一③ 原澤 芳明③ 狩野 哲也②	羽鳥 智充③ 山宮 敏夫③ 田子 文明②	茂木 弘伸③ 青木 窓衛①	木村 幸久② 飯塚 順一②	松本 好司③ 埴田彦一郎③					
3区	吉岡支店・前橋支店・ 前橋北支店・総社支店 以上、4店舗の所轄地域	総代定数 15名 総代数 13名	筑井 豊広③ 駒井喜美男②	堤 隆雄③ 市村 実③	星野 立明① 奈良 力男②	森田 均③ 新井 孝③	小野 和通① 石田 和彦①	ぐんま共済協同組合③ 大武 仁作③	綿引 貴③					
4区	本店・箕郷支店・沖支店・ 群馬支店・倉淵支店・群馬町支店 以上、6店舗の所轄地域	総代定数 27名 総代数 23名	泉 純平② 岡田 守③ 川鍋 太志③ 関 正③	金井 雅春③ 関口 功③ 岸 敏弘③ 坂本 興一③	北形 信也③ 五十嵐貞雄① 黒岩 紀男③ 田中 房彦③	藤澤潤一郎② 大熊 章之② 小塚 洋③	㈱みらい保険サービス③ 富澤 健一③ 堀口 俊雄③	石川 徹③ 唐沢 美好③ 追川 徳信③						
5区	新町支店・藤岡支店・吉井支店・ 鬼石支店 以上、4店舗の所轄地域	総代定数 22名 総代数 19名	相原 武③ 桑原 良夫③ 宮澤 展彦②	佐藤 信裕③ 小坂裕一郎③ 吉井 晋③	高瀬 忠尚③ 小手澤 治③ 石田 房嗣③	原田 俊一③ 清水 純男③ 新田 元大③	森地 明正③ 清水 忠志② 貫井 昌③	赤尾 和基③ 中野 慶一③	神田 雄司② 富岡 直博③					
6区	東群馬営業部・伊勢崎支店・ 玉村支店 以上、3店舗の所轄地域	総代定数 25名 総代数 18名	赤石 光政③ 橋本 章③ 櫻井 守③	大島万津夫③ 原 邦昭③ 長谷川永一③	鏡 定司③ 相沢 英男③ 森田 耕一②	梶山 明久③ 飯島 政樹② 渡邊 規雅②	齋藤 博③ 大澤 廣③	谷田 章③ 大貫 幸男③	常見 信雄③ 柏井 喜市③					
7区	尾島支店・太田宝泉支店・ 新田支店・高林支店・館林支店・ 敷塚支店・大間々支店 以上、7店舗の所轄地域	総代定数 47名 総代数 36名	新井 毅③ 栗林 盛男③ 半田 重夫③ 山中 利広③ 原口 仁③ 星野 幸男③	新井 尚孝③ 栗原 廣良③ 持田 公美③ 青谷 輝夫③ 石川 長司②	内田 知直③ 栗原 陽③ 岩崎 浩③ 赤澤 一真② 大野 修司②	岸田 進之③ 清水 春雄③ 荻原 文始③ 慶野 嘉一③ 長坂 正信③	久保田佳裕③ 竹川 良之③ 鈴木 和己③ 小林 武朔③ 古川 正二③	茂木 正己③ 椿 和雄③ 服部 昇③ 須田 功③ 小林 宗治①	霜田 雅行③ 長山 博③ 舟田 正治③ 野口 斌之③ 須永 和義②					
合 計		総代定数 185名 総代数 150名												

(注) 1.氏名・会社名の後に就任回数を記載しています。

2.氏名開示の同意を得られていない総代に関しては、「****」と表示しています。

総代会について

総代の属性別構成比

令和2年6月24日現在

職業別	個人 0.6%、個人事業主 7.8%、法人役員 90.4%、法人 1.2%
年代別	30代以下 0.0%、40代 6.8%、50代 14.8%、60代 33.3%、70代 37.7%、80代以上 7.4%
業種別	製造業 24.3%、不動産業 4.2%、卸売・小売業 20.6%、建設業 29.1%、運送業 4.2%、その他サービス業 17.6%

※業種別は、法人、法人役員、個人事業主に限る。

組合員の意見を反映させる取組状況に関する事項

◎地区別懇談会の開催

令和元年11月11日(月)の第4区を皮切りに11月14日(木)まで、3日間5会場において、地区総代会(懇談会)を開催しました。

令和元年9月末仮決算の状況および令和元年度上期の営業推進活動などについて説明させていただき、ご理解いただくとともに、各地区の総代と意見交換を行いました。

今回は総代163名中90名のご参加を頂き、経営に関することなど、活発な意見交換が行われました。

第1区 地区総代会

日時 令和元年11月12日14時30分より
場所 中之条ツインプラザ研修室
出席者 総代9名

第2区 地区総代会

日時 令和元年11月12日10時00分より
場所 渋川別館会議室
出席者 総代14名

第3区 地区総代会

日時 令和元年11月12日10時00分より
場所 渋川別館会議室
出席者 総代9名

第4区 地区総代会

日時 令和元年11月11日10時00分より
場所 藤岡研修センター会議室
出席者 総代13名

第5区 地区総代会

日時 令和元年11月11日14時00分より
場所 藤岡研修センター会議室
出席者 総代14名

第6区 地区総代会

日時 令和元年11月14日14時30分より
場所 伊勢崎北出張所会議室
出席者 総代17名

第7区 地区総代会

日時 令和元年11月14日10時30分より
場所 尾島行政センター
出席者 総代14名



組合員・総代からの主な意見・要望例

主な意見・要望等

【質問】 全国的に自然災害や天災が起きている中で、組合におけるBCP対策、例えばオンラインが止まってしまって預金引き出せなくなったとか、セキュリティの問題、県内の金融機関との業務提携等、その辺の対策的なものをお聞かせ願いたい。

【回答】 業務継続の部分につきましては、県内の金融機関で提携を結んでいます。実際に稼働したことはありませんが、情報交換等は行っている状況です。BCP対応につきましては、県内一円ということもあり、どう事業継続していくかについては職員の安全確認を第一にしており、その中で確認できた者が他の店舗に応援に行けるかといった取り組みを現在行っています。オンラインの停止につきましては共同センターの指導を受けながら応援体制を組んでいきたいと考えております。
また、移動金融車「鶴もう号」に発電機を積んでおり、被災地に行ったらスマートフォンの充電をするといった機能はついておりますので、テストを行いながらBCP対応の体制を作っていきたいと考えております。

【要望】 この間、嬉しいことがありました。地元にお客さんとか親戚が居ますので、地元の支店を使わせて頂いています。先日、寄らせて頂いて、ATMにコインが使えるようになっていた。非常に嬉しかったです。前の前の理事長さんに、総代会で目と目が合って、お願いしたことがありました。これから、もっともっとコインが使えるATMが増えたらいいなと思いました。子供みたいな話ですみませんが、報告させて頂きました。

【回答】 貴重なご意見ありがとうございます。私共といたしましても、人件費削減という中で、コスト削減を図っておりますが、そういった中で、機械と言いますか、ITといったもので、利便性が高められるのであれば、経費の使い方として、皆様のような声を反映させながら、利便性を高めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

【質問】 店舗によっては、営業時間内の11時半から12時半まで休みにする話がありましたが、詳細に教えて頂きたい。

【回答】 該当店は預金特化型店舗となります。通常店舗については昼休み時間を導入せず変更はありません。具体的に店舗名は既に10月1日から導入している店舗が「伊香保支店、赤城支店、北橋出張所、鬼石支店」の4店舗となります。その他の預金特化型店舗「原町支店、前橋支店、前橋北支店、吉井支店」の4店舗について12月2日から導入することになります。昼休み時間を実施することによって、店舗全体の運用効率化を図りたいという目的があり、今回実施することになります。

貸借対照表

(単位:千円)

(単位:千円)

(資産の部)

[illegible]

(負債及び純資産の部)

科 目	平成30年度	令和元年度
	(平成31年3月31日現在)	(令和2年3月31日現在)
預 金 積 金	308,068,631	300,677,786
当 座 預 金	2,119,973	1,844,379
普 通 預 金	116,616,547	121,290,586
貯 蓄 預 金	856,549	844,007
通 知 預 金	33,534	41,774
定 期 預 金	174,203,840	162,942,440
定 期 積 金	13,969,992	12,784,554
そ の 他 の 預 金	268,194	930,044
譲 渡 性 預 金	—	—
借 入 金	7,600,000	9,400,000
借 入 金	—	—
当 座 借 越	7,600,000	9,400,000
再 割 引 手 形	—	—
売 渡 手 形	—	—
コ ー ル マ ネ ー	—	—
売 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外 国 為 替	—	—
外 国 他 店 預 り	—	—
外 国 他 店 借	—	—
売 渡 外 国 為 替	—	—
未 払 外 国 為 替	—	—
そ の 他 負 債	1,270,988	863,510
未 決 済 為 替 借	137,554	56,906
未 払 費 用 金	598,356	238,662
給 付 補 填 備 金	11,032	8,663
未 払 法 人 税 等	11,139	10,852
前 受 収 益	89,618	100,698
払 戻 未 済 金	137,970	165,982
職 員 預 り 金	187,750	179,359
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借 入 商 品 債 券	—	—
借 入 有 価 証 券	—	—
売 付 商 品 債 券	—	—
売 付 債 券	—	—
金 融 派 生 商 品	—	—
金融商品等受入担保金	—	—
リ ー ス 債 務	63,724	46,977
資 産 除 去 債 務	—	—
そ の 他 の 負 債	33,842	55,408
賞 与 引 当 金	103,976	102,562
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	22,548	64,508
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	—	—
睡眠預金払戻損失引当金	7,300	19,400
偶 発 損 失 引 当 金	74,146	83,930
特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰 延 税 金 負 債	114,664	65,795
再評価に係る繰延税金負債	331,074	322,809
債 務 保 証	12,590	11,391
負 債 の 部 合 計	317,605,920	311,611,694
出 資 金	22,955,423	22,789,451
普 通 出 資 金	6,705,423	6,539,451
優 先 出 資 金	16,250,000	16,250,000
その他の出資金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資 本 剰 余 金	1,155,270	—
資 本 準 備 金	1,155,270	—
その他資本剰余金	—	—
利 益 剰 余 金	△1,310,432	△32,084
利 益 準 備 金	359,000	—
その他利益剰余金	△1,669,432	△32,084
特 別 積 立 金	—	—
当期未処分剰余金(又は当期未処理損失)	△1,669,432	△32,084
自 己 優 先 出 資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組 合 員 勘 定 合 計	22,800,261	22,757,366
その他有価証券評価差額金	312,549	185,619
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土地再評価差額金	635,048	645,841
評価・換算差額等合計	947,598	831,461
純 資 産 の 部 合 計	23,747,860	23,588,827
負債及び純資産の部合計	341,353,781	335,200,522

注記(貸借対照表関係)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っておりま。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	1,705百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	2,674百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条第4項に基づいて、地価税の課税対象価額を基準として奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額 1,597百万円

4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～65年
その他	2年～60年

5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とした定額法によっております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

- ①銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒債目及び貸倒引当金の監査に関する実務指針「(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権は、正常先債権、要注意先債権(要管理先債権を除く)、要管理先債権に3分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。

- ②破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。

- ③破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。

- ④また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その減額した金額は24,213百万円であります。

- ⑤全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業路店及び本部各々が第一次資産査定を実施し、通常の業務の業務組織から独立した資産査定プロジェクトチームが第二次資産査定を行っており、その査定結果に基づいて上記引当てを行っております。

8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

- 過去勤務債務については、その発生年度の職員の平均残存期間内の一定年数(5年)による定額法により費用処理しております。

- 数理計算上の差異については、各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定年数(5年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

- また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成31年3月31日現在)	
年金資産の額	345,052百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	298,784百万円
差引額	46,268百万円

- (2) 制度全体に占める当組合の掛金提出割合
(自平成30年4月1日～平成31年3月31日) 1.919%

- (3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高22,092百万円(及び別途積立金68,360百万円)である。

- 本制度における過去勤務債務の償却方法は期間29年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金178百万円を費用処理している。
なお、(特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金提出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため。)上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。

10. 睡眠負債払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

12. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

13. 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 302百万円

14. 子会社等の株式又は出資金の総額 6百万円

15. 有形固定資産の減価償却累計額 7,256百万円

16. 貸出金のうち、破綻先債権額は424百万円、延滞債権額は11,076百万円であります。

- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のいからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

17. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は93百万円であります。

- なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は88百万円であります。

- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

19. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、11,683百万円であります。

- なお、16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子機器等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。

21. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、1,923百万円であります。

22. 担保に提供している資産は次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	19,019百万円
担保資産に対応する債務	借入金	9,400百万円
上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引のために預け金10,557百万円を担保として提供しております。		

23. 出資1口当たりの純資産額 561円11銭

24. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、非上場株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されているほか、変動金利の預金については、金利の変動リスクを内包しております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理

- 当組合は、ローン事業管理及び信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや信管理に関する体制を整備し運営しております。

- これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による対応方針検討協議会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ②市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理

- 当組合は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。

- ALMIに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において実施状況の把握・確認・今後の対応等の協議を行っています。

- 日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで経営陣に報告しております。

- (ii) 為替リスクの管理
当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

- (iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。このうち総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

- 当組合で保有している株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

- これらの情報は総合企画部を通じ、理事会等において定期的に報告されております。

- (iv) 市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

- 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、予想変動幅を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量分析に利用しております。

- 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

- なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合の経済価値は667百万円減少するものと把握しております。

- 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

- また、金利の予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

- なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

- 金融商品の時価等に関する事項
令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

- また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

(1) 預け金(*1)	123,917	124,901	984
(2) 有価証券	36,939	36,939	—
その他有価証券	36,939	36,939	—

(3) 貸出金(*1)	163,577		
貸倒引当金(*2)	△4,018		
	159,558	162,234	2,675

金融資産計	320,415	324,074	3,659
(1) 預金積金(*1)	300,677	300,702	25
(2) 借入金(*1)	9,400	9,400	—

金融負債計	310,077	310,102	25
-------	---------	---------	----

- (*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

- (*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

- (注1) 金融商品の時価等の算定方法
金融資産

- (1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

- (2) 有価証券
債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

- なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、26.から29.に記載しております。

- (3) 貸出金
貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。
- ① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR,SWAP)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

- (1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。
- 定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR,SWAP)で割り引いた価額を時価とみなしております。
- (2) 借入金
借入金については、帳簿価額を時価としております。
- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	6
非上場株式(*1)	158
組合出資金(*2)	1,511
合 計	1,676

- (*1) 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 組合出資金(全信組連出資金等)のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。
26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。
- (3) 子会社・子法人等株式で時価のあるものはありません。
- (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
債 券	17,808百万円	17,352百万円	455百万円
国 債	4,034百万円	3,894百万円	139百万円
地方債	4,472百万円	4,325百万円	146百万円
社 債	9,301百万円	9,131百万円	169百万円
そ の 他	1,916百万円	1,896百万円	20百万円
小 計	19,725百万円	19,248百万円	476百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
債 券	14,499百万円	14,602百万円	△102百万円
国 債	—百万円	—百万円	—百万円
地方債	—百万円	—百万円	—百万円
社 債	14,499百万円	14,602百万円	△102百万円
そ の 他	2,714百万円	2,837百万円	△122百万円
小 計	17,213百万円	17,439百万円	△225百万円
合 計	36,939百万円	36,687百万円	251百万円

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

27. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券は次のとおりであります。
- | | 売却原価 | 売却額 | 売却損益 |
|-----|----------|----------|-------|
| 国 債 | 1,012百万円 | 1,048百万円 | 36百万円 |
| 合 計 | 1,012百万円 | 1,048百万円 | 36百万円 |
- (売却の理由) 金利リスク削減のため
28. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。
- | | 売却価額 | 売却益 | 売却損 |
|----------|--------|------|-----|
| 2,150百万円 | 155百万円 | —百万円 | — |
29. 保有目的を変更した有価証券は次のとおりであります。
- 当事業年度中に満期保有目的の債券7,620百万円の保有目的を売却の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による損益への影響はありません。
30. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 1 0 年 以 内	1 0 年 超
預け金	94,816	17,100	500	11,500
有価証券	2,900	13,200	11,820	7,900
その他有価証券のうち満期があるもの	2,900	13,200	11,820	7,900
国債	—	1,600	500	1,800
地方債	500	200	1,920	1,700
社債	900	9,200	9,200	4,400
その他	1,500	2,200	200	—
貸出金(*)	45,031	49,777	32,425	24,842
合 計	142,747	80,078	44,745	44,242

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの(11,501百万円)は含めておりません。

31. 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 1 0 年 以 内	1 0 年 超
預金積金	248,137	51,907	419	213
借入金(*)	2,700	6,700	—	—
合 計	250,837	58,607	419	213

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,871百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが38,871百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 当期末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務に関する事項	
退職給付債務	△772百万円
年金資産	565百万円
未積立退職給付債務	△206百万円
未認識過去勤務債務	3百万円
未認識数理計算上の差異	138百万円
前払年金費用	—百万円
退職給付引当金	△64百万円

退職給付費用に関する事項	
勤務費用	35百万円
利息費用	—百万円
期待運用収益	△28百万円
過去勤務債務の費用処理額	7百万円
数理計算上の差異の費用処理額	55百万円
厚生年金基金拠出金	104百万円
退職給付費用	174百万円

退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
割引率	0.10%
期待運用収益率	3.73%
退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
過去勤務債務の処理年数	5年
数理計算上の差異の処理年数	5年

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	5,820百万円
減価償却超過額及び減損損失	259百万円
退職給付引当金限度超過額	16百万円
有価証券評価損	1百万円
偶発損失引当金	21百万円
賞与引当金	26百万円
未収貸付金利息	22百万円
税務上の繰越欠損金(注)	1,820百万円
その他	11百万円

繰延税金資産小計	8,000百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,820百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,179百万円
評価性引当額小計	△8,000百万円
繰延税金資産合計	—百万円

繰延税金負債	
有価証券評価差額	65百万円
繰延税金負債合計	65百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△65百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期別別の金額

(単位:百万円)

	1年以内	1 年 超 2年以内	2 年 超 3年以内	3 年 超 4年以内	4 年 超	合 計
税務上の繰越欠損金(a)	65	377	231	221	924	1,820
評価性引当額	△65	△377	△231	△221	△924	△1,820
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成30年度 (平成30年4月 1日から 平成31年3月31日まで)	令和元年度 (平成31年4月 1日から 令和 2年3月31日まで)
経 常 収 益	3,760,484	3,833,642
資金運用収益	3,410,729	3,365,368
貸出金利息	2,907,864	2,884,106
預け金利息	293,223	214,584
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	166,143	216,150
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	43,498	50,525
役務取引等収益	263,874	253,971
受入為替手数料	115,160	110,287
その他の役務収益	148,713	143,684
その他業務収益	7,240	207,734
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	191,912
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	7,240	15,821
その他経常収益	78,640	6,567
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	262	1,042
株式等売却益	180	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	78,198	5,524
経 常 費 用	4,317,567	3,657,052
資金調達費用	110,085	83,037
預金利息	104,001	78,683
給付補填備金繰入額	4,652	3,465
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	238	—
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	1,192	888
役務取引等費用	265,454	247,728
支払為替手数料	52,091	50,745
その他の役務費用	213,363	196,982
その他業務費用	1,589	271
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売却損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	1,589	271
経 費	3,253,714	2,783,093
人 件 費	1,964,193	1,611,565
物 件 費	1,163,255	1,057,790
税 金	126,265	113,737
その他経常費用	686,723	542,921
貸倒引当金繰入額	193,994	237,912
貸出金償却	428,987	229,269
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	96	110
その他の経常費用	63,645	75,629
経常利益(又は経常損失)	△ 557,082	176,589

科 目	平成30年度 (平成30年4月 1日から 平成31年3月31日まで)	令和元年度 (平成31年4月 1日から 令和 2年3月31日まで)
特 別 利 益	—	—
固定資産処分益	—	—
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特 別 損 失	360,687	39,911
固定資産処分損	1,767	899
減 損 損 失	47,144	39,012
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	311,775	—
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	△917,770	136,678
法人税、住民税及び事業税	11,139	11,072
法人税等調整額	△8,445	—
法人税等合計	2,693	11,072
当期純利益(又は当期純損失)	△920,463	125,605
繰越金(当期首残高)	△771,989	△155,161
土地再評価差額金取崩額	23,020	△2,528
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	△1,669,432	△32,084

注記(損益計算書関係)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による収益総額 3百万円
- 子会社等との取引による費用総額 76百万円
- 出資1口当たりの当期純利益 9円36銭
- 当期において、以下の「有形固定資産」について減損損失を計上しております。

(単位:百万円)

地域	主な用途	種類	建物	土地	その他の 有形固定資産
高崎市内	遊休資産	土地建物	6	31	0
太田市内	遊休資産	土地建物	0	0	—
吾妻郡内	遊休資産	土地	—	—	0
利根郡内	遊休資産	土地	—	—	1

上記遊休資産は、継続的な地価の下落により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(39百万円)として特別損失に計上しております。

当組合の営業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行なっていることから原則として支店単位でグルーピングしております。遊休資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから各資産単位でグルーピングしております。また、本部については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は使用価値と正味売却価額の何れか高い方の金額であり、使用価値は将来キャッシュ・フローを0.21%で割り引いて算出し、正味売却価額は不動産鑑定士による不動産鑑定評価額等に基づいて算出しております。



経理・経営内容

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失)	△1,669,432	32,084
積立金取崩額	1,514,270	—
利益準備金取崩額	359,000	—
資本準備金取崩額	1,155,270	—
剰余金処分額	—	—
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	—	—
	(年—%の割合)	(年—%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
	(一円につき一円の割合)	(一円につき一円の割合)
事業の利用分量に対する配当金	—	—
	(一につき一円の割合)	(一につき一円の割合)
特別積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	△155,161	△32,084

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	平成30年度	令和元年度
人 件 費	1,964,193	1,611,565
報酬給料手当	1,495,004	1,173,710
退職給付費用	157,640	174,694
その他	311,548	263,160
物 件 費	1,163,255	1,057,790
事務費	567,675	506,014
固定資産費	181,426	158,267
事業費	78,877	75,049
人事厚生費	39,180	26,300
有形固定資産償却	180,161	179,094
無形固定資産償却	8,706	9,784
その他	107,226	103,279
税金	126,265	113,737
経費合計	3,253,714	2,783,093

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
資金運用収益	3,410,729	3,365,368
資金調達費用	110,085	83,037
資金運用収支	3,300,644	3,282,330
役務取引等収益	263,874	253,971
役務取引等費用	265,454	247,728
役務取引等収支	△1,580	6,243
その他業務収益	7,240	207,734
その他業務費用	1,589	271
その他の業務収支	5,651	207,463
業務粗利益	3,304,714	3,496,036
業務粗利益率	0.97 %	1.05 %
業務純益	64,139	714,265
実質業務純益	51,000	712,943
コア業務純益	51,000	521,030
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	51,000	521,030

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(平成30年度一千円、令和元年度一千円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

3. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

4. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

5. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
役務取引等収益	263,874	253,971
受入為替手数料	115,160	110,287
その他の受入手数料	145,639	141,045
その他の役務取引等収益	3,074	2,638
役務取引等費用	265,454	247,728
支払為替手数料	52,091	50,745
その他の支払手数料	183,795	169,435
その他の役務取引等費用	29,568	27,547

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	平成30年度	令和元年度
受取利息の増減	542	△45,361
支払利息の増減	△27,788	△27,048



経理・経営内容

自己資本の充実の状況

(単位:百万円、%)

項 目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	22,800	22,757
うち、出資金及び資本剰余金の額	22,955	22,789
うち、利益剰余金の額	△155	△32
うち、外部流出予定額(△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	308	307
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	308	307
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	217	174
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	23,326	23,239
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	39	39
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	39	39
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	39	39
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	23,287	23,199
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	142,585	147,932
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	966	968
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	966	968
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,867	6,677
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	149,452	154,610
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	15.58%	15.00%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経 常 収 益	5,408,004	5,045,987	3,725,811	3,760,484	3,833,642
経 常 利 益	981,755	561,186	△922,219	△557,082	176,589
当 期 純 利 益	693,591	433,997	△1,535,222	△920,463	125,605
預 金 積 金 残 高	324,897,742	319,330,565	315,523,484	308,068,631	300,677,786
貸 出 金 残 高	153,127,981	153,613,405	156,051,847	160,713,130	163,577,264
有 価 証 券 残 高	14,728,693	17,223,112	23,205,477	35,887,505	37,103,492
総 資 産 額	354,255,175	351,903,070	348,636,638	341,353,781	335,200,522
純 資 産 額	27,236,950	26,851,364	24,720,018	23,747,860	23,588,827
自己資本比率(単体)	18.80 %	18.15 %	16.53 %	15.58 %	15.00 %
出 資 総 額	23,518,599	23,281,806	23,093,383	22,955,423	22,789,451
出 資 総 口 数	19,937,198 □	19,463,612 □	19,086,766 □	18,810,846 □	18,478,902 □
出資に対する配当金	440,818	414,293	—	—	—
職 員 数	419 人	414 人	398 人	294 人	264 人

(注) 1.残高計数は期末日現在のものです。
2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	平成30年度	339,043 百万円	3,410,729 千円	1.00 %
	令和元年度	331,089	3,365,368	1.01
	う ち 平成30年度	159,730	2,907,864	1.82
	貸 出 金 令和元年度	161,740	2,884,106	1.78
	う ち 平成30年度	147,594	293,223	0.19
	預 け 金 令和元年度	131,423	214,584	0.16
	有 価 証 券 平成30年度	30,579	166,143	0.54
資 金 調 達 勘 定	令和元年度	36,413	216,150	0.59
	平成30年度	324,738	110,085	0.03
	令和元年度	316,809	83,037	0.02
	う ち 平成30年度	317,349	108,653	0.03
	預 金 積 金 令和元年度	308,520	82,148	0.02
	う ち 平成30年度	—	—	—
	譲 渡 性 預 金 令和元年度	—	—	—
う ち 借 用 金	平成30年度	7,148	238	0.00
	令和元年度	8,109	—	0.00

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和元年度516百万円、平成30年度633百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和元年度一百万円、平成30年度一百万円)及び利息(令和元年度一十千円、平成30年度一十千円)を、それぞれ控除して表示しております。

先物取引の時価情報

該当事項なし

オフバランス取引の状況

該当事項なし

総資産利益率

(単位:%)

区 分	平成30年度	令和元年度
総 資 産 経 常 利 益 率	△0.15	0.05
総 資 産 当 期 純 利 益 率	△0.26	0.03

経常(当期純)利益
(注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	平成30年度	令和元年度
資 金 運 用 利 回 率 (a)	1.00	1.01
資 金 調 達 原 価 率 (b)	1.03	0.90
総 資 金 利 鞘 率 (a-b)	△0.03	0.11

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	5,006	5,217	211	—	—	—
	地 方 債	2,105	2,159	54	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,420	1,483	62	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	小 計	8,532	8,860	327	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
合 計	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	8,532	8,860	327	—	—	—

(注) 1.時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	21,338	20,935	403	17,808	17,352	455
	国債	1,878	1,794	83	4,034	3,894	139
	地方債	2,339	2,220	119	4,472	4,325	146
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	その他の債	17,120	16,920	199	9,301	9,131	169
	その他	2,747	2,714	33	1,916	1,896	20
小計		24,086	23,649	436	19,725	19,248	476
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	1,697	1,700	△2	14,499	14,602	△102
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	その他の債	1,697	1,700	△2	14,499	14,602	△102
	その他	1,406	1,413	△6	2,714	2,837	△122
小計		3,104	3,113	△9	17,213	17,439	△225
合 計		27,190	26,763	427	36,939	36,687	251

(注) 1.貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	6	6
関連法人等株式	—	—
非上場株式	158	158
その他の証券	—	—
合 計	164	164

金 銭 の 信 託

運用目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	191
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	7	15
その他業務収益合計	7	207

預貸率及び預証率

(単位:%)

区 分		平成30年度	令和元年度
預 貸 率	(期 末)	52.16	54.40
	(期中平均)	50.33	52.42
預 証 率	(期 末)	11.64	12.33
	(期中平均)	9.63	11.80

(注) 1.預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$
2.預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
1店舗当りの預金残高	8,557	8,352
1店舗当りの貸出金残高	4,464	4,543

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

常勤役職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
役職員1人当りの預金残高	1,030	1,117
役職員1人当りの貸出金残高	537	608

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	121,408	38.2	124,159	40.2
定 期 性 預 金	195,941	61.7	184,360	59.7
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—
合 計	317,349	100.0	308,520	100.0

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	268,968	87.3	263,339	87.5
法 人	39,099	12.6	37,338	12.4
一 般 法 人	36,526	11.8	35,788	11.9
金 融 機 関	1	0.0	14	0.0
公 金	2,571	0.8	1,536	0.5
合 計	308,068	100.0	300,677	100.0

定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
固 定 金 利 定 期 預 金	174,132	162,875
変 動 金 利 定 期 預 金	71	67
そ の 他 の 定 期 預 金	—	—
合 計	174,203	162,942

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
財 形 貯 蓄 残 高	194	209

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	2,059	1.2	2,000	1.2
手 形 貸 付	11,313	7.0	13,596	8.4
証 書 貸 付	142,546	89.2	142,676	88.2
当 座 貸 越	3,812	2.3	3,466	2.1
合 計	159,730	100.0	161,740	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	4,854	15.8	6,530	17.9
地 方 債	3,961	12.9	4,326	11.8
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	17,835	58.3	21,069	57.8
株 式	165	0.5	164	0.4
外 国 証 券	3,630	11.8	3,940	10.8
そ の 他 の 証 券	132	0.4	382	1.0
合 計	30,579	100.0	36,413	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	平成30年度	—	699	1,395	4,706	—	6,801
	令和元年度	—	1,598	497	1,799	—	3,894
地 方 債	平成30年度	—	499	1,419	2,406	—	4,325
	令和元年度	499	200	1,920	1,705	—	4,325
短期社債	平成30年度	—	—	—	—	—	—
	令和元年度	—	—	—	—	—	—
社 債	平成30年度	1,800	5,804	9,218	3,218	—	20,041
	令和元年度	900	9,202	9,214	4,416	—	23,733
株 式	平成30年度	—	—	—	—	164	164
	令和元年度	—	—	—	—	164	164
外国証券	平成30年度	300	3,114	500	—	—	3,914
	令和元年度	1,503	2,203	200	—	—	3,906
その他の 証 券	平成30年度	—	—	—	—	213	213
	令和元年度	—	—	—	—	826	826
合 計	平成30年度	2,100	10,118	12,532	10,331	377	35,460
	令和元年度	2,903	13,203	11,831	7,921	991	36,852

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額	
当 組 合 預 金 積 金	平成30年度	2,758	1.7	6
	令和元年度	2,473	1.5	0
有 価 証 券	平成30年度	0	0.0	—
	令和元年度	0	0.0	—
動 産	平成30年度	2,551	1.5	—
	令和元年度	3,059	1.8	—
不 動 産	平成30年度	47,521	29.7	—
	令和元年度	50,244	30.7	—
そ の 他	平成30年度	157	0.1	—
	令和元年度	147	0.0	—
小 計	平成30年度	52,990	33.0	6
	令和元年度	55,925	34.1	0
信用保証協会・信用保険	平成30年度	17,604	11.0	3
	令和元年度	17,009	10.3	2
保 証	平成30年度	59,310	36.9	2
	令和元年度	56,120	34.3	8
信 用	平成30年度	30,807	19.2	—
	令和元年度	34,521	21.1	—
合 計	平成30年度	160,713	100.0	12
	令和元年度	163,577	100.0	11

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
固 定 金 利 貸 出	66,467	67,388
変 動 金 利 貸 出	94,245	96,188
合 計	160,713	163,577

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	5,598	23.5	4,998	21.8
住 宅 ロ ー ン	18,246	76.5	17,891	78.2
合 計	23,844	100.0	22,889	100.0

資金運用

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業 種 別	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	21,571	13.4	21,160	12.9
農 業、林 業	1,089	0.6	1,150	0.7
漁 業	4	0.0	5	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	537	0.3	519	0.3
建 設 業	18,179	11.3	18,395	11.2
電気、ガス、熱供給、水道業	1,715	1.0	2,154	1.3
情 報 通 信 業	38	0.0	87	0.0
運 輸 業、郵 便 業	5,129	3.1	5,469	3.3
卸 売 業、小 売 業	10,701	6.6	10,586	6.4
金 融 業、保 険 業	21	0.0	21	0.0
不 動 産 業	13,094	8.1	13,698	8.3
物 品 賃 貸 業	710	0.4	717	0.4
学術研究、専門・技術サービス業	1,159	0.7	1,034	0.6
宿 泊 業	10,475	6.5	10,263	6.2
飲 食 業	2,790	1.7	2,703	1.6
生活関連サービス業、娯楽業	5,856	3.6	5,719	3.4
教育、学習支援業	122	0.0	189	0.1
医 療、福 祉	1,802	1.1	1,674	1.0
その他のサービス	8,633	5.3	9,097	5.5
そ の 他 の 産 業	5,012	3.1	5,328	3.2
小 計	108,648	67.6	109,979	67.2
国・地方公共団体等	22,946	14.2	24,808	15.1
個人(住宅・消費・納税資金等)	29,117	18.1	28,789	17.5
合 計	160,713	100.0	163,577	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	101,741	63.3	101,777	62.2
設 備 資 金	58,971	36.7	61,799	37.8
合 計	160,713	100.0	163,577	100.0

貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
貸 出 金 償 却 額	428	229

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目	平成30年度		令和元年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	308	△13	307	△1
個 別 貸 倒 引 当 金	3,568	△50	3,719	151
貸 倒 引 当 金 合 計	3,877	△63	4,027	150

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

経営内容

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区 分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成30年度	1,675	1,025	649	1,675	100.00
	令和元年度	1,778	1,062	716	1,778	100.00
危険債権	平成30年度	9,530	4,581	1,823	6,404	67.19
	令和元年度	9,739	4,801	1,958	6,760	69.41
要管理債権	平成30年度	108	82	6	88	81.29
	令和元年度	182	116	8	125	68.75
不良債権計	平成30年度	11,314	5,688	2,479	8,168	72.18
	令和元年度	11,700	5,980	2,683	8,664	74.05
正 常 債 権	平成30年度	149,597				
	令和元年度	152,105				
合 計	平成30年度	160,912				
	令和元年度	163,806				

(注)1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3.「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5.「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7.金額は決算後(償却後)の計数です。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区 分	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)
破 綻 先 債 権	平成30年度	270	164	105
	令和元年度	424	223	200
延 滞 債 権	平成30年度	10,921	5,429	2,365
	令和元年度	11,076	5,625	2,472
3か月以上延滞債権	平成30年度	56	52	3
	令和元年度	93	56	4
貸出条件緩和債権	平成30年度	51	29	3
	令和元年度	88	60	4
合 計	平成30年度	11,300	5,676	2,477
	令和元年度	11,683	5,965	2,681

(注)1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2.「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3.「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。
4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.～3.を除く)です。
5.「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6.「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7.「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8.これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

法令遵守の体制

●法令遵守体制

・コンプライアンスに対する基本方針

法令等遵守（コンプライアンス）とは、法令をはじめ当組合内の諸規則・諸規程、社会的規範および一般的に求められるルールの遵守や役職員のモラル向上に努めることです。当組合は、自らの社会的責任と公共的使命を常に認識し、法令等遵守を経営の最重要課題として捉え、高い倫理観を常に念頭において、良識ある行動をとるためにコンプライアンスの実践に取り組むことを基本方針としております。

・法令遵守の体制

当組合では「法令等遵守方針」に基づく「法令等遵守規程」を制定するとともに、役職員の行動基準として「行動綱領」を定め、良識ある判断や行動の指針としています。

また、コンプライアンスを組織的に推進するため、常勤理事・外部有識者（顧問弁護士）等で構成するコンプライアンス委員会を設置し、常勤理事会の諮問機関として位置付け、コンプライアンスに関する総合的な取組みの検討・審議を行っております。さらに法令等遵守及び顧客保護等管理に関する統括部署としてリスク統括部を設置し、本部各部署と連携して組合全体のコンプライアンスの普及を図るとともに、本部各部署及び各営業店にコンプライアンスオフィサーを配置し、コンプライアンスの徹底を図る体制としております。

なお、コンプライアンスを実現するための具体的な計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、これに基づき実践するほか、コンプライアンス意識の高揚を図るための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を策定し全店に備え置きするとともに、全役職員にコンプライアンスに係わる基本事項をまとめた「コンプライアンス・ハンドブック」を配付しております。

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「報酬」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

(2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会で定められた報酬限度額
理 事	44	96
監 事	9	18
合 計	53	114

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事16名、監事4名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任、退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「職員給与規程」及び「職員退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることと動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

【窓口：ぐんまみらい信用組合お客様相談室】

受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および金融機関の休日を除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電 話：0120-219-190（フリーダイヤル）

なお、苦情等対応の手続きについては、店頭へ掲示しているポスターまたは当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.skibank.co.jp/gunmamirai/>

●紛争解決措置

群馬弁護士会 紛争解決センター（電話：027-234-9321）

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合お客様相談室または、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまが直接、紛争解決センター等へ申し出ることも可能です。なお、前記弁護士の紛争解決センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

紛争解決センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士の斡旋人と東京以外の弁護士の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 群馬県信用組合協会 群馬地区しんくみ苦情等相談所】

受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び金融機関休業日を除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電 話：027-232-3120

所 在 地：〒371-0026 群馬県前橋市大手町3丁目3-1

群馬県中小企業会館

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び金融機関休業日を除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電 話：03-3567-2456



経営内容

リスク管理体制

— 定 性 的 事 項 —

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

普通出資	① 発行主体:ぐんまみらい信用組合 ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:6,539百万円
非累積的永久優先出資	① 発行主体:ぐんまみらい信用組合(旧 かみつけ信用組合) ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:2,000百万円 2,000百万円のうち、1,000百万円は優先出資、1,000百万円は資本準備金に計上しております。なお、資本準備金の1,000百万円は繰越欠損金の補填に充当しております。 ③ 配当率:0.800% 見直し年度における毎年4月1日の2営業日前の5年物円金利スワップレート+0.7%(午前10時現在)を基準とし、5年ごとに見直す。
	① 発行主体:ぐんまみらい信用組合(旧 かみつけ信用組合) ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:3,500百万円 3,500百万円のうち、1,750百万円は優先出資、1,750百万円は資本準備金に計上しております。なお、資本準備金の1,750百万円は繰越欠損金の補填に充当しております。 ③ 配当率:0.600% 見直し年度における4月1日の2営業日前の5年物円金利スワップレート+0.7%(午前10時現在)を基準とし、5年ごとに見直す。
	① 発行主体:ぐんまみらい信用組合(旧 東群馬信用組合) ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:2,000百万円 2,000百万円のうち、1,000百万円は優先出資、1,000百万円は資本準備金に計上しております。なお、資本準備金の1,000百万円は繰越欠損金の補填に充当しております。 ③ 配当率:0.800% 見直し年度における4月1日の2営業日前の5年物円金利スワップレート+0.7%(午前10時現在)を基準とし、5年ごとに見直す。
	① 発行主体:ぐんまみらい信用組合 ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:25,000百万円 25,000百万円のうち、12,500百万円は優先出資、12,500百万円は資本準備金に計上しております。なお、資本準備金の12,500百万円は繰越欠損金の補填に充当しております。 ③ 配当率:1.16636% 見直し年度における4月1日の12ヶ月円Tiborレート+1.03%を基準とする。

(注)当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる経営強化計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	信用リスクとは与信先の業況悪化等に伴い貸出金の返済などが契約どおりに行われず損失を被るリスク又は、資産の価値が減少・消滅して損失を被るリスクです。与信集中を是正し与信ポートフォリオ管理や個別与信における厳正な審査に基づく与信管理を行い、リスクの所在や規模等を適切に把握し資産の健全性に努めております。
管理体制	融資は小口多数主義を基本とし、融資審査にあたっては、お客様の実態把握、資金使途、資金効果、成長等の総合的判断に加え、キャッシュフロー重視の審査を実施しております。また、大口案件につきましては、業種別審査担当、常勤理事と審査委員による「理事長案件審査会」にて審査・協議を行い、組織だった管理体制の強化を図っております。
評価・計測	個別信用リスクを検討する場として、常勤理事及び関係部で構成する「対応方針検討協議会」を設置しております。「対応方針検討協議会」では、与信先への個別対応方針を協議・決定しております。また、信用リスクの状況を定期的に常勤理事会、理事会へ報告しております。

■貸倒引当金の計算基準

信用コストである貸倒引当金は、「償却・引当」計上の基準書に基づき、資産自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金については、資産自己査定結果に基づく正常先に対する債権及び要注意先に対する債権について、債務者区分ごとに算定された過去の貸倒実績率に基づき、将来発生が見込まれる損失率(予想損失率)を求め、各々の債務者区分の債権額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を計上しています。

個別貸倒引当金のうち破綻懸念先に対する債権については、原則として個別債務者ごとに予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を計上しています。また、実質破綻先及び破綻先に対する債権については、原則として債権不保全額を直接償却・部分直接償却もしくは、個別貸倒引当金に計上しています。尚、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

該当事項なし

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

該当事項なし

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法の定義を「適格金融資産担保(自組合預金積金)」及び保証(住宅金融支援機構の住宅融資保険、地公体保証)のみ採用し、保守的な算出を行っております。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

経営内容

●証券化エクスポージャーに関する事項

リスクの説明及び リスク管理の方針	証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。なお、当組合は証券化取引を行っておりません。
管 理 体 制	該当事項なし
評 価 ・ 計 測	該当事項なし
■再証券化エクスポージャーの有無	
■「証券化取引における格付の利用に関する基準」に規定する体制・運用状況／信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針／証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称／証券化取引に関する会計方針／証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	
該当事項なし	

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明及び リスク管理の方針	オペレーショナルリスクとは、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク以外の業務に関する幅広いリスクを意味します。主に事務リスクとシステムリスクがあります。事務リスクとは、事務処理プロセスにおける事務ミスにより事故やトラブルが発生して損失を被るリスクであり、システムリスクとはコンピューターシステムのダウンまたは、誤作動等の障害に伴い損失を被るリスクです。
管 理 体 制	当組合では、本部所管部署により営業店の事務担当者や検印者等を対象とした研修を実施すると共に、営業店を直接臨店する事務指導を通じて、職員の事務処理能力の向上に努めることで事務管理体制の強化を進めています。また、被監査部門から独立した監査室による定例検査を年1回以上実施すると共に、この指摘事項に対する改善指導をフォロー臨店という方法で各所管部署が実施しています。その他、営業店においては毎月自店検査を実施するとともに、年3回本部が指定した月に指示検査（集金検査）を実施することで、日常業務において、常に相互牽制が働く体制の構築と不正および事務事故の発生防止に努めています。 コンピュータシステム障害の未然防止については、信用組合業界の共同センターであるSKCセンターと協調し、万全を期すことにより、セキュリティ要求水準に応じた明確なリスク軽減策を講ずるよう努めています。また、定期的にSKCセンターによる全国的なオンラインシステム障害を想定した被災訓練に当組合も参加し、バックアップシステムへの切替えが正常に行われることを確認しており、オンラインシステムの安定稼働が実証されています。さらに、年1回、監査法人によるシステム監査を受けて、実効性のあるシステム検証を行っています。
評 価 ・ 計 測	1年間の粗利益の15%を算出して、過去3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額として計測し管理しています。
■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	
基礎的手法	

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及び リスク管理の方針	出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。
管 理 体 制	当組合が定める「余資運用規程」、「市場関連リスク管理規程」等に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、定期的なモニタリングを実施し、常勤理事会や理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。
評 価 ・ 計 測	時価の変動を月次で把握し、時価のないものについては実質価格を測定して管理しています。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明及び リスク管理の方針	金利リスクとは、市場金利の変動によって資産・負債の価値が変動し、期間損益に影響を与えるリスクです。定期的に金利リスクを計測し、リスクのコントロールに努めております。
管 理 体 制	ALMを用いて、ギャップ分析等を行っています。また、有価証券の金利リスクについて、100BPV、VaRなどの計測を行い、経営陣に報告・管理する体制をとっています。
評 価 ・ 計 測	100BPVは、金融商品について1%イールドカーブが上昇した場合の保有ポジションの評価損益の変動額です。VaRは、保有ポジションが1年間に被りえる最大損失額を過去の実績から統計的手法により算出した推定値であり、過去5年間の実績から算出しています。
■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	
保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値を計測しています。コア預金について、過去5年間の要求払い預金残高を月末で把握して、過去5年の最低残高、過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いたもの、現残高の50%相当額のうち最小の額を5年以内に平均2.5年になるように配分しました。	

経営内容

資料編

リスク管理体制

— 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の充実の状況P.11をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・出資等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	142,585	5,703	147,932	5,917
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	141,618	5,664	146,963	5,878
(i) ソブリン向け	1,657	66	1,667	66
(ii) 金融機関向け	27,447	1,097	25,658	1,026
(iii) 法人等向け	52,439	2,097	58,270	2,330
(iv) 中小企業等・個人向け	32,883	1,315	32,139	1,285
(v) 抵当権付住宅ローン	3,782	151	3,754	150
(vi) 不動産取得等事業向け	12,780	511	12,766	510
(vii) 三月以上延滞等	1,205	48	1,248	49
(viii) 出資等	5	0	5	0
出資等のエクスポージャー	5	0	5	0
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xi) その他	9,415	376	11,453	458
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	966	38	968	38
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVA リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	6,867	274	6,677	267
ハ.単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	149,452	5,978	154,610	6,184

(注)1.所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5.「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には取立未済手形、有形固定資産等が含まれます。

6.オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

経営内容

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・ バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
国	内	340,881	335,062	160,725	163,588	31,168	31,954	—	—	2,159	3,212
国	外	3,922	3,914	—	—	3,914	3,906	—	—	—	—
地 域 別 合 計		344,803	338,976	160,725	163,588	35,082	35,860	—	—	2,159	3,212
製 造 業		26,416	25,674	21,895	21,454	4,503	4,203	—	—	139	165
農 業 、 林 業		1,379	1,422	1,376	1,421	—	—	—	—	11	2
漁 業		4	5	4	5	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		540	522	540	522	—	—	—	—	—	—
建 設 業		19,844	20,415	19,527	19,699	300	700	—	—	270	181
電気、ガス、熱供給、水道業		2,218	2,870	1,795	2,248	402	602	—	—	—	—
情 報 通 信 業		248	297	38	87	200	200	—	—	0	0
運 輸 業 、 郵 便 業		5,859	6,488	5,254	5,584	600	900	—	—	15	53
卸 売 業 、 小 売 業		11,683	11,522	11,171	11,009	500	500	—	—	211	215
金 融 業 、 保 険 業		142,120	134,765	45	42	9,018	10,307	—	—	—	13
不 動 産 業		18,176	20,995	13,335	13,936	4,601	6,400	—	—	173	909
物 品 賃 貸 業		710	717	710	717	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		1,485	1,358	1,384	1,256	100	100	—	—	102	0
宿 泊 業		10,482	10,268	10,475	10,263	—	—	—	—	356	862
飲 食 業		3,238	3,110	3,233	3,108	—	—	—	—	203	111
生活関連サービス業、娯楽業		6,557	6,389	6,351	6,183	200	200	—	—	293	195
教 育 、 学 習 支 援 業		122	189	122	189	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉		1,804	1,676	1,802	1,674	—	—	—	—	16	15
そ の 他 の サ ー ビ ス		9,392	9,894	9,384	9,887	—	—	—	—	60	233
そ の 他 の 産 業		5,018	5,335	5,012	5,328	—	—	—	—	1	1
国・地方公共団体等		37,650	36,597	22,946	24,808	14,655	11,746	—	—	—	—
個 人		24,373	24,209	24,315	24,157	—	—	—	—	301	248
そ の 他		15,474	14,247	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		344,803	338,976	160,725	163,588	35,082	35,860	—	—	2,159	3,212
1 年 以 下		126,427	130,876	34,387	33,018	2,100	2,903	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		41,167	32,701	12,352	10,245	6,313	5,304	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		28,409	23,922	15,571	16,000	3,804	7,899	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		27,047	22,149	18,487	17,890	8,025	3,730	—	—		
7 年 超 10 年 以 下		30,879	33,359	26,333	25,221	4,507	8,101	—	—		
10 年 以 上		71,151	76,367	49,747	56,875	10,331	7,921	—	—		
期間の定めのないもの		4,246	5,351	3,845	4,336	—	—	—	—		
そ の 他		15,474	14,247	—	—	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		344,803	338,976	160,725	163,588	35,082	35,860	—	—		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.15の「貸倒引当金の内訳」をご参照ください。

経 営 内 容

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
製 造 業	663	628	628	606	12	—	651	628	628	606	53	10
農 業 、 林 業	27	22	22	17	—	—	27	22	22	17	△0	7
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	219	241	241	214	14	—	205	241	241	214	255	△61
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	2
運 輸 業 、 郵 便 業	76	111	111	129	—	—	76	111	111	129	0	△0
卸 売 業 、 小 売 業	104	99	99	58	1	17	103	82	99	58	33	213
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△0	△0
不 動 産 業	318	229	229	619	5	2	312	226	229	619	45	1
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	75	75	75	5	—	—	75	75	75	5	△7	0
宿 泊 業	1,368	1,572	1,572	1,448	—	64	1,368	1,508	1,572	1,448	△4	△13
飲 食 業	59	54	54	47	0	—	58	54	54	47	11	△2
生活関連サービス業、娯楽業	558	374	374	420	216	3	342	370	374	420	20	29
教 育 、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	—	4	4	3	—	—	—	4	4	3	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	43	32	32	42	—	—	43	32	32	42	△1	20
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△0	0
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	96	113	113	98	6	—	90	113	113	98	22	19
そ の 他	6	5	5	5	—	—	6	5	5	5	—	—
合 計	3,618	3,568	3,568	3,719	257	87	3,361	3,480	3,568	3,719	428	229

(注) 1.当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成30年度		令和元年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	51,556	—	48,731
10%	—	16,369	—	16,363
20%	4,823	133,364	5,115	124,508
35%	—	10,806	—	10,727
50%	9,318	3,336	9,315	3,337
75%	—	41,828	—	40,983
100%	2,407	65,750	2,907	70,630
150%	—	471	—	531
250%	—	1,201	—	2,102
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	16,550	324,685	17,339	317,917

(注) 1.格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。

2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

経営内容

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,602	2,340	8,214	8,053	—	—

(注) 1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

●オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当事項なし

●投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当事項なし

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	1,683	1,683	1,683	1,683
合 計	1,683	1,683	1,683	1,683

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
売 却 益	0	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
評 価 損 益	427	251

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
評 価 損 益	—	—

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

経営内容

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	4,113	2,657	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化	4,116	2,047	—	—
4	フラット化	—	—	—	—
5	短期金利上昇	—	—	—	—
6	短期金利低下	—	—	—	—
7	最大値	4,116	2,657	—	—
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	23,199		23,287	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

国際業務

外国為替取扱高

該当事項なし

証券業務

公共債引受額

(単位:百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
地 方 債	—	—

(注) 政府保証債は取り扱っておりません。

外貨建資産残高

該当事項なし

公共債窓販実績

(単位:百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
国 債	12	9

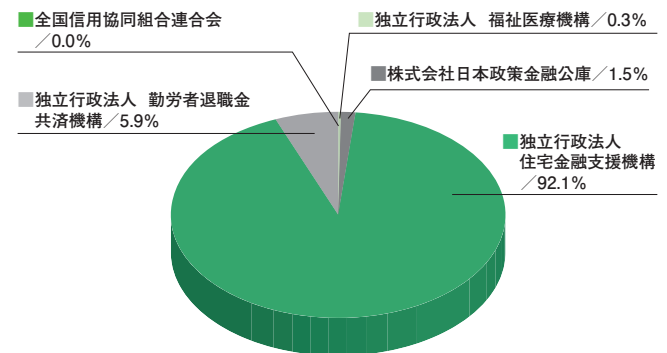
その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
全国信用協同組合連合会	1	0
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	50	27
独立行政法人住宅金融支援機構	1,969	1,618
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	104	103
独立行政法人 福祉医療機構	8	5
そ の 他	—	—
合 計	2,133	1,756

令和元年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第8期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(又は損失金処理計算書)の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和2年6月25日
ぐんまみらい信用組合
理事長 八高 武

トピックス

- 令和元年 5月24日 第1回群馬県よろず支援拠点との共催による個別経営相談会を開催(会場:本店)
- 令和元年 6月27日 第7期通常総代会開催(会場:ニューサンピア)
- 令和元年 6月13日 第1回事業承継セミナー(会場:原町支店)
- 令和元年10月25日 第2回群馬県よろず支援拠点との共催による個別経営相談会を開催(会場:渋川出張所)
- 令和元年12月12日 第2回事業承継セミナー(会場:藤岡研修センター)
- 令和 2年 2月 7日 「新型コロナウイルスに関する相談窓口」の設置(相談窓口:すべての店舗)

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書(又は損失金処理計算書)」等につきましては、会計監査人である「翠星監査法人」の監査を受けております。

その他業務

手数料一覧 (令和2年3月31日現在)

項目	手数料名	取扱単位等		金額(円)		
				組合員	一般	
預金関係	当座小切手帳	50枚綴り		2,200		
	約束手形帳	50枚綴り		2,200		
	マル専手形用紙	1枚につき		550		
	専用当座口座開設	割賦販売通知書1枚につき		3,300		
	通帳・証書再発行	1件につき		1,100		
	キャッシュカード・ローンカード再発行	1枚につき		1,100		
	自己宛小切手	1枚につき		550		
	署名判登録			5,500		
	署名判登録変更			3,300		
証明書関係	残高証明書	1通につき、機械作成用紙(当組合所定)		550		
		手書作成用紙 (当組合所定・英文書式含む・お客様指定用紙)		1,100		
		住宅取得控除に係る残高証明書 (1通につき)		550		
	融資証明書	1通		11,000		
	その他諸証明書(手書き)	1通		1,100		
	監査法人向け残高証明書	1通		3,300		
為替関係	為替手数料(窓口扱い)	本支店	自店宛	5万円未満	110	220
				5万円以上	330	440
		他店宛	5万円未満	220	330	
				5万円以上	440	550
		他 行	電信扱い	5万円未満	550	660
				5万円以上	770	880
	文書扱い		5万円未満	550	660	
			5万円以上	770	880	
	送金手数料	本支店		550	660	
		他行(送金小切手)		770	880	
	代金取立手数料	本支店	自店宛	0	0	
			他店宛	0	0	
		他 行	同地扱い(群馬中央交換)		330	440
			他所扱い	至急扱い (手形の場合)	1,100	1,100
				普通扱い	880	880
	その他の手数料	振込・送金の組戻・訂正料		880	880	
		不渡手形返却料		880	880	
		取立手形組戻料		880	880	
		取立手形店頭呈示料 (但し、880円を超える場合は 実費とします)		880	880	
	振込手数料 (ATMキャッシュカード扱い)	本支店	自店宛	5万円未満	0	110
				5万円以上	220	330
		他店宛	5万円未満	0	110	
				5万円以上	220	330
		他 行	電信扱	5万円未満	440	550
				5万円以上	550	660
	振込手数料 (ATM現金扱い)	本支店	自店宛	5万円未満	110	
				5万円以上	330	
他店宛		5万円未満	110			
			5万円以上	330		
他 行		電信扱	5万円未満	550		
			5万円以上	660		
振込手数料 (インターネット・モバイル扱い)	本支店	自店宛	5万円未満	0	0	
			5万円以上	0	0	
	他店宛	5万円未満	0	110		
			5万円以上	0	220	
	他 行	電信扱	5万円未満	220	330	
			5万円以上	440	550	
振込手数料 (障がい者窓口扱い)	本支店	自店宛	5万円未満	0	110	
			5万円以上	220	330	
	他店宛	5万円未満	0	110		
			5万円以上	220	330	
	他 行	電信扱	5万円未満	440	550	
			5万円以上	550	660	

項目	手数料名	取扱単位等			金額(円)		
					組合員	一般	
為替関係	総合振込手数料 (FD顧客作成データ交換)	本店	自店宛	5万円未満	110	110	
				5万円以上	110	110	
			他店宛	5万円未満	110	110	
				5万円以上	220	220	
		他 行	電信扱	5万円未満	440	440	
				5万円以上	550	550	
付随業務	代金回収(口座振替)	請求1件につき			66～220	66～220	
	G-NETおよびMT交換						
	個人向けインターネット・ モバイルバンキング	基本手数料(月額)			0	0	
	法人向けインターネット バンキング	基本手数料 (月額)	照会振込振替サービス 総合サービス	1,100	—		
				3,300	—		
	アンサーサービス手数料	基本手数料(月額)			3,300	3,300	
開示請求	氏名・住所・生年月日・ 電話番号・勤務先	一括			990		
	取引残高情報 (残高証明書除く)	1口座(指定日毎)			990		
	取引履歴情報(明細開示)	1口座(1ヶ月分)			990		
	その他の手数料情報 (記載項目以外)	1件毎			990		
諸手数料	円貨両替手数料	1～100枚			0		
		101～1,000枚			330		
		1,001～2,000枚			660		
		2,001枚以上 (2,000枚を超える分につき 1～1,000枚毎に)			330円加算		
	円貨両替手数料(両替機)	1～100枚			100		
		101～1,000枚			300		
	履歴照会作成料	1口座毎			440		
	出資証券紛失再発行	1枚につき			220		
	株式(出資)保管証明	取扱金額につき (別途消費税が必要となります)			1,000分の2.5		
	株式申込受付票	用紙1枚につき			5		
	夜間金庫	基本料金(月額)			5,500		
		紛失破損	入金袋		3,300		
			投入口鍵		実費		
	貸金庫使用料(年額)	容積 10,000cm ³ 未満			5,500		
		10,000cm ³ 以上～15,000cm ³ 未満			6,600		
		15,000cm ³ 以上～20,000cm ³ 未満			7,700		
		20,000cm ³ 以上～25,000cm ³ 未満			8,800		
		25,000cm ³ 以上～30,000cm ³ 未満			9,900		
		30,000cm ³ 以上			11,000		
		金庫扉鍵(紛失・破損)			実費		
保護預り(年額)	1件毎			3,300			
代金口座振替会計システム	預金口座振替依頼書・明細表 1冊			220			
	預金口座振替請求合計表 1冊			330			
融資関係	事業性	新規設定(1件につき、建物等の追加設定を含む) 根・抵当権の登記留保(1件につき)			44,000		
		一部解除・極度額変更・順位変更・債務者 変更・追加設定等(1件につき)			22,000		
		不動産業等の商品物件一部解除 (1件につき)			11,000		
		全部解除(1件につき)			1,100		
	不動産担保 事務取扱	事業性以外 (住宅ローン・ 消費性等)	新規設定(1件につき、建物等の追加設定を含む) 根・抵当権の登記留保(1件につき)			22,000	
			一部解除・極度額変更・順位変更・債務者 変更・追加設定等(1件につき)			22,000	
			全部解除(1件につき)			1,100	
	公用地に供する 場合の解除 (一部解除含む)	資格証明書を発行する場合(1件につき)			3,300		
		資格証明書不要の場合(1件につき)			1,100		
遠隔地不動産 調査費用	当組合営業エリア外 (群馬県及び埼玉県児玉郡上里町・児 玉郡神川町以外)			33,000			
動産(債券)譲渡担保事務 取扱	太陽光発電設備等新規設定登記 (1件につき)			44,000			
	太陽光発電設備等抹消登記(1件につき)			22,000			

その他業務

手数料一覧

(令和2年3月31日現在)

項目	手数料名		取扱単位等	金額(円)	
				組合員	一般
融資関係	融資取扱手数料		当座貸越実行(1件につき)	550	
			割引手形実行(1件につき)	550	
			手形貸付実行・書換(1件につき).	550	
			証書貸付実行(1件につき)	1,650	
			一般債務保証書(再)発行(1通)	550	
	条件変更取扱	証書貸付	住宅ローン以外の証書貸付(1件につき)	11,000	
			金利選択型ローンの金利選択時(1件につき)	5,500	
		住宅ローン	上記以外(1件につき)	11,000	
			当座貸越	(1件につき)	550
	繰上返済取扱	証書貸付	繰上完済(1件につき)	11,000	
			一部繰上(1件につき、これに伴う条件変更を含む)	11,000	
		住宅ローン	繰上完済(1件につき)	33,000	
			一部繰上(固定期間中の場合)(1件につき、これに伴う条件変更を含む)	22,000	
			一部繰上(固定期間中以外)(1件につき、これに伴う条件変更を含む)	5,500	
	返済額・支払利息証明書		1通につき(代理貸付は除く)	220	
返済予定表再発行		1通につき(代理貸付は除く)	550		

注1. 不動産担保の場合100万円未満の実行時の不動産担保事務取扱手数料は無料です。
(10万円未満は無担保と同様)
注2. 無担保の場合10万円未満の実行時の融資関係手数料は無料です。
注3. 条件変更の場合100万円未満の条件変更に係る融資関係手数料は無料です。
注4. 保証会社(保証協会・全国保証機構・労信協を除く)による提携ローンの融資関係手数料は無料です。
注5. 上記以外の返済取引においても融資関係手数料が無料となる場合があります。

ATM手数料(当組合ATMをご利用の場合)						金額(円)
	ご利用時間帯(注)	当組合カード	県内信用組合 群馬銀行カード	他提携金融機関 カード	キャッシング (クレジット)	
平日	8:00~8:45	無料	110	220	110	
	8:45~18:00	無料	無料	110	無料	
	上記時間外	無料	110	220	110	
土曜日	9:00~14:00	無料	110	110	無料	
	14:00~17:00	無料	110	220	110	
	上記時間外	無料	—	—	—	
日曜日 祝日	9:00~17:00	110	110	220	110	
	上記時間外	110	—	—	—	

(注)ご利用ATMによりお取扱い時間帯が異なります。

硬貨入金手数料					金額(円)
硬貨枚数	1~500枚	501~1,000枚	1,001~2,000枚	2,001枚以上	
硬貨入金手数料	無料	330円	660円	660円以降1,000枚毎に330円加算	

①1日に複数回に分けてご入金いただく場合は、硬貨枚数を合算して手数料をいただきます。
②硬貨の枚数を計測した時点で手数料が確定しますので、ご入金を取りやめる場合も手数料をいただきます。

(表示金額はいずれも消費税が含まれています。)

■ 主要な事業の内容

1. 預金業務

当座預金、普通預金、決済用普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

2. 貸出業務

(1) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

(2) 手形の割引

商業手形の割引を取り扱っております。

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

4. 内国為替業務

振込及び代金取立等を取り扱っております。

5. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国為替取引(外国送金、外貨預金等)を行なっております。

6. 附帯業務

(1) 代理業務

ア. 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、全国信用協同組合連合会等の代理貸付業務

イ. 日本銀行の歳入代理店業務

(2) 国債等の引受け及び引受国債等の募集取扱業務

(3) 債務の保証業務

(4) 地方公共団体の公金取扱業務

(5) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(6) 保護預り及び貸金庫業務

(7) 両替業務

(8) 有価証券の貸付

(9) 金銭債権の取得又は譲渡

(10) 電子債権記録業に係る業務

■ 内国為替取扱実績

(単位:百万円)

区 分		平成30年度末		令和元年度末	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関に向けた分	174,625	158,907	170,048	147,704
	他の金融機関から受けた分	242,488	138,508	246,133	140,357
代金取立	他の金融機関に向けた分	416	421	326	354
	他の金融機関から受けた分	1,909	5,610	1,742	5,998

※本表は、為替電文の発受信を基準として作成しております。

■ 当組合の子会社等

(令和2年3月末現在)

会社名	株式会社 アロン
所在地	群馬県前橋市文京町一丁目31番地16
業務内容	計算事務の受託業務、その他付帯業務
設立年月	昭和60年9月19日
資本金	12百万円
議決権比率	50.00%
その他	連結対象会社

(注)上記「子会社等」は、協同組合による金融事業に関する法律第4条の2(信用協同組合の子会社の範囲等)に規定する会社です。

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、信用組合の理念である相互扶助の精神に基づき、地域の中小規模事業者や個人の皆様への円滑な資金供給、金融サービスの提供を行っています。

群馬県内全域を営業地区としたスケールメリットを生かして、中小規模事業者をはじめとする地域の皆様へ円滑な資金供給や積極的なコンサルティング機能の発揮、お取引先のニーズを踏まえた十分な金融サービスの提供を行っており、地域の皆様のご期待に総力をあげて応え、地域経済の再生・活性化に資する地域密着型金融を推し進め、当地域になくてはならない信用組合であり続けたいと考え、役職員一丸となって取り組んでいます。

預金を通じた地域貢献

- (1) 預金増強計画として、令和元年6月20日から8月30日までの間、「夏季預金キャンペーン」、令和元年12月2日から令和2年1月31日までの間、「冬季預金キャンペーン」を実施しました。
- (2) 個人の組合員を対象にした、定期預金の優遇金利商品を提供しました。
- (3) 個人の退職金預入について、定期預金の優遇金利商品を提供しました。
- (4) 当組合へ年金振込指定をいただいているお客様へ、定期預金の優遇金利商品を提供しました。

融資を通じた地域貢献

当組合は地域金融機関として、地元中小企業の持続的な発展及び個人のお客様の豊かな生活実現に向け、リレーションシップバンキングの機能強化を徹底し、地元中小企業や個人のお客様には必要な資金を円滑に供給することで、地域経済の発展繁栄に寄与できるよう努めてまいります。また、すでに中小企業円滑化法は期限を経過しておりますが、当組合は法期限到来後も、従来どおり金融円滑化管理方針に基づき柔軟に対応しております。

取引先への支援状況等

当組合では融資部に顧客支援グループ（企業支援担当）を設置し、支援先の経営課題の分析・把握、経営課題の解決を図るための方策や経営目標実現のための方策の提案、経営改善計画の策定支援などについて、営業店との連携を図りながら、必要に応じて外部専門家や外部支援機関の協力を得て取り組んでいます。

特に、地域経済、雇用環境に与える影響が比較的大きいと考えられる製造業、建設業、旅館業については、業種別担当者を配置し、取引先の専門性を踏まえた効率的な支援体制を構築することで、取引先企業の再生支援に取り組んでいます。また、内部講師及び外部講師による研修会の継続実施、及び外部機関との連携による職員に対するコンサルティング能力の向上や外部機関からの情報収集にも注力して取引先の改善指導に取り組んでいます。

地域・業域・職域サービスの充実

- (1) カーライフローン「安全運転」の金利優遇対応を実施しています。金利は「安全運転」⇒3.90%、「安全運転プレミアム」⇒3.70%、「安全運転スペシャル」⇒3.40%の3段階で提供しています。また、当組合との取引状況に応じて、最大△0.90%を優遇した2.50%から3.90%の金利対応を行っています。このローンは、飲酒運転撲滅を目的とした「ハンドルキーパー運動」を応援するローンであり、申込者に対してローン契約時に「飲酒運転しな宣言」にサインをいただくことで、交通安全に対する意識を高めていただき、地域から飲酒運転を追放する運動を応援しています。
- (2) 教育ローンは、スーパー教育ローン「進学応援団」、「進学応援団プレミアム」、「進学応援団スペシャル」の取り扱いを実施しています。金利は「進学応援団」⇒3.90%、「進学応援団プレミアム」⇒2.90%、「進学応援団スペシャル」⇒2.60%の3段階で提供しています。利便性の高いカードローン型の教育ローン「チャンスⅡ」の取り扱いも行っています。
- (3) 個人の資金ニーズに、気軽にご利用いただけるフリーローン「チョイス」の取り扱いを実施しています。金利は4段階の設定とし、金利の低い方から順に審査を行います。平成22年6月から施行された「改正利息制限法」にも対応しており、資金使途は自由となっています。
- (4) リフォームローン「みらい」の取り扱いを実施しています。住宅リフォーム全般に対応し、家庭用太陽光発電導入資金にも対応しています。当組合との取引状況に応じて最大△1.30%の金利を優遇した1.65%から2.95%の金利対応商品を提供しています。
- (5) 年金無料相談会を実施しました。年金相談を中心とした相談会を年間100回開催しました。
- (6) 職域提携企業の役職員様向け融資商品の取り扱いを行っています。職域目的「進学応援団」・「安全運転」、職域フリー「チョイス」の3商品を当組合と職域提携を締結した企業（法人・個人事業主）の役職員様を対象に優遇金利で提供しています。

移動金融車「鶴まう号」運行予定表

営業内容のご案内

1. 月曜日	藪塚ルート	営業時間 営業場所	10:30～15:30 藪塚支店出張所
2. 火曜日	北軽井沢ルート	営業時間 営業場所	11:30～14:30 北軽井沢住民センター ※北軽井沢支店出張所で営業する場合もあり
3. 水曜日	倉淵ルート	営業時間 営業場所	10:30～15:30 倉淵支店出張所
4. 木曜日	館林ルート	営業時間 営業場所	11:00～15:00 館林支店出張所
5. 金曜日	箕郷ルート	営業時間 営業場所	10:00～13:00 箕郷支店出張所

（令和2年3月現在）



文化的・社会的貢献に関する活動

しんくみいきき献血運動の実施(毎年実施)

しんくみの日活動の一環として「しんくみ“いきいき献血”運動」を実施しました。令和元年8月1日(木)から9月30日(月)の間に前橋ハートランド、高崎駅献血ルーム、太田献血ルームにおいて10名が献血に参加しました。

各地域行事への参加

各営業店が中心となり、近隣店舗職員協力のもと、各地の地域行事に積極的に参加し、地域住民の皆様との交流を深めさせていただきました。

主な参加行事

渋川地区 へそまつり、山車まつり

境 地 区 ふるさと祭り

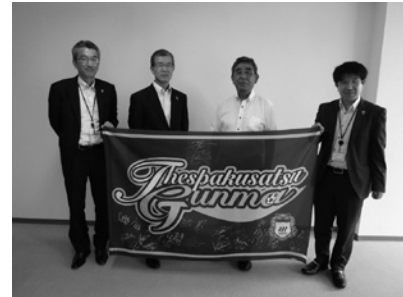
子持地区 白井宿八重桜まつり(武者行列)

大泉地区 大泉まつり

など他多数

サッカーJ2『ザスパクサツ群馬』とのオフィシャルパートナー契約の締結

当組合は、サッカーJ2へ昇格した『ザスパクサツ群馬』と2020オフィシャルパートナー契約を令和2年2月1日に締結しました。サッカーJ2においては開幕戦第1節令和2年2月23日以降、コロナ禍により試合中断となっていました。6月27日に第2節が再開し、八高理事長以下3名にてザスパクサツ本社を訪問し、改めて今期の激励を行いました。



企業の社会的責任(CSR)について

(1)顧客の組織化とその活動

名 称	対象者	会員数	活動内容	実 績
みらい倶楽部連合会	後援会会員	3,074名	講演会・ゴルフ大会など	5月28日(火) 連合会青年部ゴルフ大会
				7月19日(金) 経営管理者練成講座
				9月13日(金) 連合会チャリティーゴルフ大会
				11月21日(木) 経営管理者練成講座

みらい倶楽部連合会(後援会組織で33支部より構成)においては、会員相互の親睦や情報交換の機会とし、年間行事のもと活動しております。又、各支部においても年6〜7回程度の行事活動を実施し、会員相互の親睦と情報交換の場を設けております。会員増強及び青年部の未設立店舗においては設立要請を行い、今後は各ブロック単位での活動も行う方針です。

(2)年金相談会の開催

相 談 会	開催日数	相談件数	備 考
年金	100回	249件	当組合の営業店を拠点とし、年間100回開催

(3)講演会の開催

講 演 会	開催状況	参加人数	講演内容	開催日
経営管理者練成講座 (講師)川村直毅氏	連合会青年部 主催	58名	人工知能とその活用に向けて	7月19日
経営管理者練成講座 (講師)渋谷和宏氏	連合会青年部 主催	201名	誰も語らない日本経済の行方 〜輝く組織・輝く人は〜	11月21日

(4)研修会の開催

特別研修会	開催状況	参加人数	研修会内容	開催日
ぐんまみらい信用組合 特別研修会 (講師)星和秀氏 (講師)小澤信雄氏	組合主催	91名	「野球教室」&「お金の教室」	9月21日

地域活性化につながる多様なサービスの提供

●文化的・社会的貢献やその他地域貢献に関する取組み

- (1)しんくみの日清掃活動の実施(毎年実施)
令和元年9月7日(土)に、群馬の森(高崎市)、小野上温泉公園(渋川市)、太田市運動公園(太田市)3会場において役職員約247名参加により清掃活動を実施しました。
- (2)「しんくみの日週間」期間中に来店されたお客様に、日頃の感謝を込めて「花の種」のプレゼントを行いました。



清掃活動

●地域貢献に資する預金・融資商品の提供

- (1)預金増強計画として、令和元年6月20日から8月30日までの間、「夏季預金キャンペーン」、令和元年12月2日から令和2年1月31日までの間、「冬季預金キャンペーン」を実施しました。
- (2)個人の組合員を対象にした、定期預金の優遇金利商品を提供しました。
- (3)個人の退職金預入について、定期預金の優遇金利商品を提供しました。
- (4)当組合へ年金振込指定をいただいているお客様へ、定期預金の優遇金利商品を提供しました。
- (5)カーライフローン「安全運転」の金利優遇対応を実施しています。金利は「安全運転」⇒3.90%、「安全運転プレミアム」⇒3.70%、「安全運転スペシャル」⇒3.40%の3段階で提供しています。また、当組合との取引状況に応じて、最大△0.90%を優遇した2.50%から3.90%の金利対応を行っています。このローンは、飲酒運転撲滅を目的とした「ハンドルキーパー運動」を応援するローンであり、申込者に対してローン契約時に「飲酒運転しな宣言」にサインをいただくことで、交通安全に対する意識を高めていただき、地域から飲酒運転を追放する運動を応援しています。
- (6)教育ローンは、スーパー教育ローン「進学応援団」、「進学応援団プレミアム」、「進学応援団スペシャル」の取り扱いを実施しています。金利は「進学応援団」⇒3.90%、「進学応援団プレミアム」⇒2.90%、「進学応援団スペシャル」⇒2.60%の3段階で提供しています。利便性の高いカードローン型の教育ローン「チャンスII」の取り扱いも行っています。
- (7)気軽にご利用いただけるフリーローン「チョイス」の取り扱いを実施しています。金利は4段階の設定とし、金利の低い方から順に審査を行います。平成22年6月から施行された「改正利息制限法」にも対応しており、資金使途は自由となっています。
- (8)リフォームローン「みらい」の取り扱いを実施しています。住宅リフォーム全般に対応し、家庭用太陽光発電導入資金にも対応しています。当組合との取引状況に応じて最大△1.30%の金利を優遇した1.65%から2.95%の金利対応商品を提供しています。
- (9)年金無料相談会を実施しました。年金相談を中心とした相談会を年間100回開催しました。
- (10)職域提携企業の役職員様向け融資商品の取り扱いを行っています。職域目的「進学応援団」・「安全運転」、職域フリー「チョイス」の3商品を当組合と職域提携を締結した企業(法人・個人事業主)の役職員様を対象に優遇金利で提供しています。

●群馬県信用保証協会の専門家派遣事業を活用した経営改善計画策定について

動機	・サービス業を営んでいる先において、過大な設備投資による過剰債務から返済額軽減を継続対応しており、既往債務の償還に見通しがたない状況が続いていました。 ・又、ハード面においては設備の老朽化やバリアフリー化への遅れ、キャッシュレス対応の必要性が課題となっている状況でありました。 ・資金調達面の課題から設備更新にも遅れが見られ、現状では過剰な債務、多額な債務超過からの脱却は難しいものと判断。円滑な資金調達による設備投資と共に資金繰り及び財務体質改善や競争力強化のため、群馬県信用保証協会の専門家派遣事業を活用した経営改善計画策定を行うこととしました。
取り組み内容	・群馬県信用保証協会と事前に協議を実施。当組合はメイン金融機関として経営改善支援を主導し、群馬県信用保証協会及び専門家と協力して経営改善計画を策定。既往リスク債務の長期リファイナンス化及び設備投資費用の新規融資対応を盛り込み、群馬県信用保証協会と協議を行い取組みを開始することとしました。
成果	・経営改善計画書に基づいた設備投資資金を含む既往債務の長期リファイナンスによって、計画上のCFの範囲内で返済額を設定し、返済の継続性の担保及び設備資金調達が可能となりました。 ・定期的なモニタリングを実施し、業績向上・収益確保体質を構築するために積極的な支援を行い、計画達成の実現性を高めていくことにより、長期的な企業価値の増大が期待されます。

●経営改善支援センター事業を利用した経営改善計画作成支援について

動機	・建設関連設備の製造を営んでいる事業者において、過去に主要取引先からの大幅な受注減少の中で効果的な改善策が講じることができず赤字計上が続き、過剰債務、大幅な債務超過に陥り、借入金長期に亘って大幅な返済額の軽減を受けていた先。 ・近年、東京オリンピック関連事業等に伴う外部環境悪化による後押しもあり、受注状況も回復傾向が見られ、ある程度の利益確保が可能な状態になったものの、今後事業を継続していくためには、老朽化した主要設備の入替が必須となり、そのための資金調達が必要であること、また代表者が高齢となり、早期に同社に従事する息子に事業の承継が必要となっていた。 ・経営改善計画書を作成・実行することで長期に亘る安定したキャッシュフローを確保し、主要設備の入替の資金の調達を図ること、既存の借入金のリファイナンスにより金融取引正常化を図ること、後継者に計画作成に参加してもらい、事業全体の理解を深めると共に、今後は経営者となって中心的に計画に取り組んでもらう必要があるため、後継者自身の考えを計画に反映し作成するものとして、経営改善支援センター事業を活用し、作成費用の補助を受けると共に専門家である認定支援機関の指導を受け、実現性ある経営改善計画策定に取り組みました。
取り組み内容	・当社と共に認定支援機関である計画作成の専門家、群馬県信用保証協会と数回に亘り協議を実施。当組合はメイン金融機関として計画策定支援を主導し、専門家と群馬県信用保証協会の協力を得て経営改善計画を策定。また計画の中において見込めるキャッシュフローから設備入替資金の新規融資、既存の借入金のリファイナンスによる金融取引の正常化について調整を行いました。 ・後継者についても今後の事業承継を見据え、協議の場に参加してもらうと共に主体性をもって計画策定に取り組んでもらいました。
成果	・老朽化から頻繁に故障が発生し入替が必須となっていた主要設備の入替が実施でき、生産スピード等においても大幅に改善されました。 ・既存債務のリファイナンスにより金融取引の正常化が図れました。 ・事業承継を進めるにあたり、計画策定に関与したことで後継者の事業に対する理解が深まったと共に経営者意識が強く見られるようになりました。 ・今後計画に対するモニタリングを実施し、継続的な支援を行うことで、上記成果の他、キャッシュフローの増加、企業価値の増大も期待されます。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善支援等の取組み実績

当組合では融資部顧客支援グループ(企業支援担当)の支援先として73先を選定して、経営改善計画策定支援及び計画策定後のモニタリングなどを継続的にを行い、取引先の経営改善に取り組んできました。取り組みに際しては、群馬県中小企業再生支援協議会や認定経営革新等支援機関などの外部機関・外部専門家との連携を図り、より踏み込んだ経営改善・再生支援を促進しております。

(単位:先数、%)

期初債務者数 (A)	うち経営改善支援取組み先 (α)				経営改善 支援取組み率 (α/A)	ランクアップ 率 (β/α)	再生計画 策定率 (δ/α)
		αのうち期末に債務 者区分がランクアッ プした先数 (β)	αのうち期末に債務 者区分が変化しな かった先 (γ)	αのうち再生計画を 策定した先数 (δ)			
539	73	1	65	7	13.5%	1.3%	9.5%

(注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2. 期初債務者数は平成31年4月当初の債務者数です。

3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4. 「α(アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β(ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαには含まれますがβには含んでおりません。

5. 「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ(ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

6. 「αのうち再生計画を策定した先数δ(デルタ)」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、お客様への円滑な資金供給を金融機関の最も重要な役割であると考え、お客様からの借入申込や返済負担軽減に関するご相談をお受けした場合には、お客様の状況把握に努め、問題解決に向けて取り組んでおります。

また、お客様の経営状態等を踏まえた経営相談を行うほか、お客様の立場にたって経営課題に応じた適切な解決策を提案させていただき、十分な時間をかけて丁寧に支援を行うよう努めております。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当組合では、融資部顧客支援グループ(企業支援担当)に製造業・建設業・旅館業の業種別担当者を配置し、業種の特性を活かした経営改善支援や営業店支援等を専門的に実施できる体制を整えております。

また、独立行政法人中小企業基盤整備機構による事業承継研修会や群馬県中小企業再生支援協議会による事業性評価研修の開催等により知識の定着など、職員のスキルアップを図るとともに、各外部機関が実施しているさまざまな専門家派遣事業を活用するなど態勢整備に努めております。

中小企業の経営支援に関する取組状況

当組合では、経営改善・事業再生支援が必要とされるお取引先に対して、営業店による速やかな対応、及び必要に応じて融資部顧客支援グループ(企業支援担当)業種別担当者との連携による専門的な対応を行っています。さらに、外部機関との連携による専門家派遣の活用等も行える体制により、経営改善指導にも積極的に対応しております。

●創業・新規事業開拓の支援

新規事業先の開拓訪問や既往先からの紹介等にて、事業計画書の作成・資金計画・資金繰りの提案を行いました。情報誌・インターネットセミナー参加等の情報提供を行い、当組合支援部署と連携を図り同行訪問の実施など経営支援を実施しております。また起業家を対象とした日本政策金融公庫との連携協調商品「創業支援みらい」の取り扱いを平成30年12月より行っております。

●成長段階における支援

介護事業・太陽光発電事業・アグリ関連事業について、事業計画の作成・資金計画・資金繰りの相談業務を行っています。

平成27年8月より、お客様同士のビジネスマッチングを主体とした、販路開拓支援を行っています。

●経営改善・事業再生・業種転換等の支援

当組合では、経営改善支援・事業承継支援など専門性を有する事案などは外部機関との連携を実施しております。

・群馬県中小企業再生支援協議会との連携による経営改善計画作成支援2社

・独立行政法人中小企業基盤整備機構及び群馬県事業引継ぎ支援センターとの連携

「お取引先向け事業承継セミナー・群馬県事業引継ぎ支援センター及び群馬県事業承継ネットワーク事務局の事業内容説明会」の開催

令和元年 6月13日(吾妻地区)参加者14名

令和元年12月12日(藤岡地区)参加者14名

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

●「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組み事例（令和元年度）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等
当社は業歴40年の食品加工業者。業績不振時期もあったが、事業承継を契機に財務内容改善が進み、近年の業績は安定推移。取引金融機関は当組合、他数行と取引あり、当組合の貸出シェアは30%前後で推移しています。 今般、運転資金の新規借入相談時に、経営者保証を付さない取り扱いを検討しました。
2. 取組み内容
業績改善に伴い組合内で検討を行った結果、以下の点から、経営者保証を求めない融資対応を行うこととしました。 ①近年の業績が堅調で十分な利益（キャッシュフロー）があり、今後も借入を順調に返済し得る利益確保が見込めます。 ②情報開示に協力的で、財務内容の正確な把握、適時適切な情報開示による経営の透明性が確保されています。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

	平成30年度	令和元年度
新規に無保証で融資した件数	562件	554件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	10.61%	11.51%
保証契約を解除した件数	21件	32件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

地域の活性化に関する取組状況

当組合は、合併を経て県内全域を営業地域とする広域信用組合となり、営業地域の活性化に取り組んでおります。その一つが、営業店と次世代の経営者である商工会青年部との情報交換を含めた経営相談の取組みです。経営相談の取組み以外に青年部が何を求めているかを当組合職員と商工会青年部長・商工会経営指導員等と情報交換を行い、当組合が出来ることを検討した結果、要請のある各商工会に対し実態に即したセミナーを開催しております。当組合役職員及び連携する機関の職員が講師となり、営業店・本部一体での取組みを実施しております。

又、平成27年9月に富士見商工会、平成29年10月にしづかわ商工会、平成30年1月に太田市新田商工会、令和元年10月に群馬伊勢崎商工会、令和2年3月に高崎商工会議所と、連携協定を締結し地域事業者支援のために取り組んでおります。

(1) 令和元年度セミナー実施内容

- ①令和元年 8月 9日：テーマ・事例研究について（講師：本部職員）
- ②令和元年12月13日：テーマ・事例研究について（講師：本部職員）
- ③令和元年12月19日：テーマ・保証協会の業務について（講師：営業店職員）
- ④令和 2年 2月 6日：テーマ・保証協会の業務について（講師：群馬県信用保証協会職員）

(2) 令和元年度連携協定締結先

- ①令和元年10月31日：群馬伊勢崎商工会と「連携協力に関する協定書」を締結
- ②令和 2年 3月10日：高崎商工会議所と「包括連携・協力に関する協定書」を締結（商工会議所一例目）



群馬伊勢崎商工会と締結



高崎商工会議所と締結

店舗一覧表

(自動機器設置状況)(令和2年3月末現在)

地 区	店 名	住 所	電 話	ATM	ATM稼働時間	
					平日	土曜・日曜
高 崎 市	本 店	〒370-0824 高崎市田町125	027-322-2301	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	箕 郷 支 店	〒370-3105 高崎市棟高町709	027-371-3552	1台	9:00～18:00	—
	群 馬 町 支 店		027-373-6711			
	沖 支 店	〒370-0086 高崎市沖町122-1	027-343-6053	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	倉 渕 支 店		027-378-3210			
	群 南 支 店	〒370-0035 高崎市柴崎町928	027-352-1122	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
前 橋 市	新 町 支 店	〒370-1301 高崎市新町2811	0274-42-1201	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	★吉 井 支 店	〒370-2107 高崎市吉井町池81-1	027-387-2851	1台	9:00～17:00	—
	★前 橋 支 店	〒371-0801 前橋市文京町1-31-16	027-223-3232	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
伊勢崎市	★前 橋 北 支 店	〒371-0044 前橋市荒牧町1-45-3	027-233-3222	2台	8:00～20:00	9:00～17:00
	総 社 支 店	〒371-0852 前橋市総社町総社1127-1	027-251-7526	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	東 群 馬 営 業 部	〒370-0124 伊勢崎市境315-5	0270-74-0630	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
太 田 市	伊 勢 崎 支 店	〒372-0024 伊勢崎市下植木町5-8	0270-23-5222	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	尾 島 支 店	〒370-0401 太田市尾島町537-1	0276-52-1235	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	太 田 宝 泉 支 店	〒373-0034 太田市藤岡久町613-2	0276-31-4806	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	新 田 支 店	〒370-0321 太田市新田木崎町930-4	0276-56-1414	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	敷 塚 支 店		0277-78-8877			
沼 田 市	高 林 支 店	〒373-0861 太田市南矢島町449-1	0276-38-3111	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	館 林 支 店		0276-73-4515			
沼 田 市	沼 田 支 店	〒378-0053 沼田市東原新町1836-7	0278-24-3232	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
渋 川 市	渋 川 中 央 営 業 部	〒377-0008 渋川市渋川1305-13	0279-22-3232	2台	8:00～20:00	9:00～17:00
	★伊 香 保 支 店	〒377-0102 渋川市伊香保町伊香保560-12	0279-72-3250	1台	9:00～17:00	—
	子 持 支 店	〒377-0203 渋川市吹屋509	0279-25-1515	1台	9:00～18:00	—
	★赤 城 支 店	〒379-1126 渋川市赤城町三原田823-8	0279-56-3232	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	★赤城支店北橋出張所	〒377-0062 渋川市北橋町真壁2321-3	0279-52-3232	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
藤 岡 市	藤 岡 支 店	〒375-0024 藤岡市藤岡841-5	0274-22-1241	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	★鬼 石 支 店	〒370-1401 藤岡市鬼石392-3	0274-52-3411	1台	9:00～17:00	—
みどり市	大 間 々 支 店	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1516	0277-73-2321	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
北群馬郡	吉 岡 支 店	〒370-3603 北群馬郡吉岡町陣場253-2	0279-54-2191	1台	9:00～18:00	—
吾 妻 郡	中 之 条 支 店	〒377-0423 吾妻郡中之条町伊勢町甲858-1	0279-75-3003	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	草 津 温 泉 支 店	〒377-1711 吾妻郡草津町草津447-2	0279-88-2644	1台	9:00～18:00	—
	長 野 原 支 店	〒377-1304 吾妻郡長野原町長野原192-1	0279-82-2488	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	北 軽 井 沢 支 店		0279-84-3003			
	嬬 恋 支 店	〒377-1612 吾妻郡嬬恋村大前771-2	0279-96-0531	1台	9:00～18:00	—
佐 波 郡	★原 町 支 店	〒377-0801 吾妻郡東吾妻町原町620-1	0279-68-2731	1台	9:00～17:00	—
	玉 村 支 店	〒370-1132 佐波郡玉村町下新田295-2	0270-65-7272	1台	9:00～18:00	—
本 部	高 崎 本 部	〒370-0824 高崎市田町125	027-322-2041			

★印は、9:00～11:30、12:30～15:00の業務取扱時間となります。

祝日及び振替休日のATMは休止となります。

店外ATM店

店 名	住 所	ATM	平日	土曜・日曜
高 林 支 店 大 泉 出 張 所	〒370-0532 邑楽郡大泉町坂田5-2-1	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
伊 勢 崎 支 店 伊 勢 崎 北 出 張 所	〒372-0054 伊勢崎市柳原町74-3	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
伊 勢 崎 支 店 伊 勢 崎 西 出 張 所	〒372-0812 伊勢崎市連取町2354-12	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
敷 塚 支 店 出 張 所	〒379-2304 太田市大原町436-11	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
館 林 支 店 出 張 所	〒374-0041 館林市富士原町1057-7	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
中之条支店四万温泉出張所	〒377-0601 吾妻郡中之条町四万4237-7	1台	9:00～20:00	9:00～17:00
ベ イ シ ア 吾 妻 店 出 張 所	〒377-0801 吾妻郡東吾妻町原町5081	1台	9:00～20:00	9:00～20:00
北 軽 井 沢 支 店 出 張 所	〒377-1412 吾妻郡長野原町北軽井沢1987-344	2台	8:00～20:00	9:00～17:00
渋 川 中 央 営 業 部 渋 川 出 張 所	〒377-0008 渋川市渋川2625-1	1台	9:00～20:00	—
大 間 々 支 店 新 里 出 張 所	〒376-0121 桐生市新里町新川1980-2	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
箕 郷 支 店 出 張 所	〒370-3105 高崎市箕郷町西明屋310	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
群 南 支 店 岩 鼻 出 張 所	〒370-1208 高崎市岩鼻町280-1	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
群 南 支 店 中 居 出 張 所	〒370-0852 高崎市中居町4-17-14	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
倉 渕 支 店 出 張 所	〒370-3402 高崎市倉渕町三ノ倉399	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
藤 岡 支 店 藤 岡 西 出 張 所	〒375-0053 藤岡市中大塚380-1	1台	8:00～20:00	9:00～17:00

祝日及び振替休日のATMは休止となります。

地区一覧

群馬県全域 埼玉県児玉郡神川町 埼玉県児玉郡上里町

● Instagramアカウント

QRコードからアクセス



URLからアクセス

<https://www.instagram.com/gunma.mirai/>

● Facebookアカウント

QRコードからアクセス



URLからアクセス

<https://m.facebook.com/2149gunmamirai/>

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ ご あ い さ つ ……2

【概況・組織】

1. 事業方針 ……3
2. 事業の組織 * ……3
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) * ……3
4. 会計監査人の氏名又は名称 * ……3
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) * ……31
6. 自動機器設置状況 ……31
7. 地区一覧 ……31
8. 組合員の推移 ……3
9. 子会社の状況 ……25

【主要事業内容】

10. 主要な事業の内容 * ……25
11. 信用組合の代理業者 * ……取扱いなし

【業務に関する事項】

12. 事業の概況 * ……2
13. 経常収益 * ……12
14. 業務純益等 * ……10
15. 経常利益(損失) * ……12
16. 当期純利益(損失) * ……12
17. 出資総額、出資総口数 * ……12
18. 純資産額 * ……12
19. 総資産額 * ……12
20. 預金積金残高 * ……12
21. 貸出金残高 * ……12
22. 有価証券残高 * ……12
23. 単体自己資本比率 * ……12
24. 出資配当金 * ……12
25. 職員数 * ……12

【主要業務に関する指標】

26. 業務粗利益及び業務粗利益率 * ……10
27. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他の業務収支 * ……10
28. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘 * ……12
29. 受取利息、支払利息の増減 * ……10

30. 役員取引の状況 ……10
31. その他業務収益の内訳 ……13
32. 経費の内訳 ……10
33. 総資産経常利益率 * ……12
34. 総資産当期純利益率 * ……12

【預金に関する指標】

35. 預金種目別平均残高 * ……14
36. 預金者別預金残高 ……14
37. 財形貯蓄残高 ……14
38. 常勤従業員1人当り預金残高 ……13
39. 1店舗当り預金残高 ……13
40. 定期預金種類別残高 * ……14

【貸出金等に関する指標】

41. 貸出金種類別平均残高 * ……14
42. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 * ……14
43. 貸出金金利区分別残高 * ……14
44. 貸出金使途別残高 * ……15
45. 貸出金業種別残高・構成比 * ……15
46. 預貸率(期末・期中平均) * ……13
47. 消費者ローン・住宅ローン残高 ……14
48. 代理貸付残高の内訳 ……23
49. 常勤従業員1人当り貸出金残高 ……13
50. 1店舗当り貸出金残高 ……13

【有価証券に関する指標】

51. 商品有価証券の種類別平均残高 * ……取扱いなし
52. 有価証券の種類別平均残高 * ……14
53. 有価証券種類別残存期間別残高 * ……14
54. 預証率(期末・期中平均) * ……13

【経営管理体制に関する事項】

55. 法令遵守の体制 * ……16
56. リスク管理体制 * ……17.18
資料編 ……19.20.21.22
57. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 * ……16

【財産の状況】

58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書 * ……6.7.8.9.10
59. リスク管理債権及び同債権に対する保全額 * ……15
(1) 破綻先債権
(2) 延滞債権
(3) 3か月以上延滞債権
(4) 貸出条件緩和債権
60. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 * ……15
61. 自己資本充実の状況(自己資本比率明細) * ……11
62. 有価証券、金銭の信託等の評価 * ……12.13
63. 外貨建資産残高 ……23
64. オフバランス取引の状況 ……12
65. 先物取引の時価情報 ……12
66. オプション取引の時価情報 ……取扱いなし
67. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) * ……15
68. 貸出金償却の額 * ……15
69. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について ** ……23
70. 会計監査人による監査 * ……23

【その他の業務】

71. 内国為替取扱実績 ……25
72. 外国為替取扱実績 ……23
73. 公共債窓販実績 ……23
74. 公共債引受額 ……23
75. 手数料一覧 ……24.25

【その他】

76. トピックス ……23
77. 当組合のあゆみ(沿革) ……3
78. 継続企業の前提の重要な疑義 * ……該当なし
79. 総代会について ** ……4.5
80. 報酬体系について ** ……16

【地域貢献に関する事項】

81. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等) ** ……26.27
82. 地域密着型金融の取組み状況 ** ……28
83. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況 * ……29.30
84. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について ** ……30



地域とともに、みらいを育むパートナー

ぐんまみらい信用組合

〒370-0824 群馬県高崎市田町125

TEL:027-322-2041

<http://www.skibank.co.jp/gunmamirai/>